

ヒューマンライツ・ナウ カンボジア事実調査報告書  
カンボジア 人々から土地が奪われている



強制立ち退きにより行き場を失い、バラックで暮らす子どもたち  
(2012年6月、プノンペン)

2012年8月

## Human Rights Now



[info@hrn.or.jp](mailto:info@hrn.or.jp)

<http://www.hrn.or.jp>

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ

東京都台東区上野 5-3-4

クリエイティブ One 秋葉原ビル 7階

Phone: 03-3835-2110 Fax: 03-3834-1025

ヒューマンライツ・ナウ(HRN):700名以上の弁護士や学者をメンバーとし、東京・大阪・ニューヨークを拠点とする国際人権NGO。HRNは、世界の人々の人権の保護と促進のために活動している。

## 目 次

### 第 1 序章

1. はじめに
2. HRN調査団の活動

### 第 2 土地をめぐる紛争の概要と背景

1. 概況
2. 法律上の問題
3. 最近の状況

### 第 3 調査を行った人権侵害事案の概要

1. クラティエ州における Casotim 社と Broma 村住民の土地紛争及び 14 歳の少女の殺害事件
2. クラティエ州スノール郡の 3 村の住民と CIV 開発会社等との間の土地紛争
3. プノンペン・ボレイケイラ村住民とファン・イメックス社の土地紛争
4. プノンペン・ボンコク湖における土地紛争

### 第 4 現地調査の内容

1. クラティエ州における Casotim 社と Broma 村住民の土地紛争及び 14 歳の少女の殺害事件
2. クラティエ州 係争地周辺の現地視察
3. クラティエ州知事との面談
4. クラティエ州地方裁判所長官との面談
5. クラティエ州スノール郡の 3 村の住民と CIV 開発会社等との間の土地紛争
6. プノンペン・ボレイケイラ村住民とファン・イメックス社の土地紛争
7. プノンペン・ボンコク湖における土地紛争
8. カンボジア NGO の反応

### 第 4 現地調査後も続く人権活動家への脅迫

### 第 5 現地調査の結果

1. クラティエ州における Casotim 社と Broma 村住民の土地紛争及び 14 歳の少女の殺害事件
2. クラティエ州 Snuol District における CIV 社との土地紛争
3. ボレイケイラ村住民とファン・イメックス社の土地紛争
4. プノンペン・ボンコク湖における土地紛争
5. 全般的な問題
  - (1) 土地に対する住民の権利の脆弱性
  - (2) 占有権の保護
  - (3) 民事執行法上の問題点
  - (4) 経済的コンセッションの問題
  - (5) 強制立ち退き・住民に対する有形力の行使について

(6) 司法の独立に関する深刻な懸念

(7) 被疑者・被告人の刑事手続上の権利および公正な刑事裁判を受ける権利の侵害

## 第6 提言

# 第1 序章

## 1. はじめに

東京に本拠を置く国際人権NGOヒューマンライツ・ナウは、2012年6月26日から30日にかけて、カンボジアにおける土地紛争をめぐる人権侵害に関する調査団をカンボジアに派遣し、調査を行った。

カンボジアでは、土地開発が進んでいるが、その過程で開発対象となった土地を居住、耕作していた人々が強制的に立ち退きを迫られ、住む場所や生活の拠点を奪われている。そうした土地開発に伴う立ち退きは年々増加し、これに伴って人々は立ち退きに対する不満を募らせ、抗議活動も頻発している。ところが、カンボジアではこうした住民の抗議に対し、政府・行政が強権的な手段で対応することが少なくなく、不当な逮捕、拘禁や、超法規的な殺害まで報道されている。そして、2012年前半、こうした状況は一層深刻化している。

主にアジア地域の人権状況を監視し、調査・提言・勧告をすることを目的とする国際人権NGOであるヒューマンライツ・ナウは、このカンボジアにおける人権状況に懸念を深め、今回の調査を行うに至った。

## 2. HRN調査団の活動

ヒューマンライツ・ナウは今回、カンボジアの人権NGOであるADHOCの全面的な協力により、土地の開発に関する調査をクラティエ州とプノンペンで行った。

クラティエ州では、土地紛争の末に14歳の少女が殺害される事件が発生したため、この事案の調査のために、遺族に話を聞くと同時に、州政府、州裁判所長官とも面談を行った。また、クラティエ州では、土地紛争に起因して逮捕され、残虐な拷問を受けた農民からも事情聴取をすることができた。

また、プノンペンにおいては、最近大きな話題となっているボンコク湖、ボライケイラ地区の立ち退きについて、住民たちから聞き取りを行った。

さらに、法的な観点では、人権NGOであるLICADHOから多くの助言を得ることができたほか、国連人権高等弁務官事務所担当官からも事情を聴くことができた。協力いただいた全ての方々に感謝を申し上げたい。

日付	調査地	
6月26日	プノンペン	・国連高等弁務官事務所(OHCHR)訪問
6月27日	クラティエ州	・14歳の少女の被害者から理事情聴取、近隣住民からの事情聴取(なお、この日、ボンコク湖住民の高等裁判所における判決言い渡しがなされた。)
6月28日	クラティエ州	・クラティエ州知事、クラティエ州裁判所長官との面談 ・クラティエ州、不当拘禁・拷問被害者からの事情聴取
6月29日	プノンペン	・ボライケイラ住民からの事情聴き取り ・ボンコク湖住民からの事情聴き取り ・ADHOCとの意見交換
6月30日	プノンペン	・LICADHOからの事情聴取

## 第2 土地をめぐる紛争の概要と背景

### 1 概況

カンボジアでは、経済開発の結果として、住民が土地を奪われる事態が以前から指摘されてきたが、近年その傾向は悪化している。

カンボジアの土地法上、政府は国有私用地を経済的コンセッションないしは社会的コンセッションとして99年まで私企業に賃貸することができるかとされている。

カンボジアでは所有権が明確とされていない土地は国有地とされるが、現実には、国有地に多くの住民たちが住み続けている状況にある。国の登記手続が遅滞しているため、長年住み続けてきた土地について正当な権利を明らかにする登記がなされず、土地の権利に関して脆弱な立場に置かれている住民は非常に多い。

こうした土地について、居住、耕作する住民を無視した経済的コンセッション、社会的コンセッションが行われ、コンセッションを得た私企業が軍・警察の力を借りて強制立ち退きを敢行している現状がある。

### 2 法律上の問題

#### (1) 国民の土地所有権

1993年に施行されたカンボジア国憲法は、カンボジア国民に対して、土地を含む財産を所有する権利を認めている(44条第1項)。

2001年8月に公布された新しい土地法(以下、「2001年土地法」)は、アジア開発銀行による農業政策改革支援という名称の技術支援プロジェクトの一環として、1996年から起草が始められた。2001年土地法は、憲法に基づき、国民の私的な土地所有権、占有権を認めている。<sup>1</sup> 2001年土地法によれば、公布以前に、明白、平穩、公然、継続、善意という要件を充たした占有を5年以上継続した者には、確定所有権が与えなければならない(同第30条第1項)。

世界銀行等の支援により所有権の登記制度も構築され、2002年に原所有権の認定作業が始まった。しかしながら、2001年土地法に基づく登記作業が大幅に遅延したまま、本来所有権が認められなければならない住民が所有権を認められていないのが現状である。<sup>2</sup>

そして、所有権が明らかでない無主の土地は、国家の所有に帰するとされている(カンボジア民法161条)。

#### (2) 占有権の保護

① 他方、占有権については、旧土地法の規定により、登記済みないし証明書の発行された占有権及び証明書のない占有権という二つのタイプの占有に分けられるが、2001年土地法の下では、いずれも物権として認められている。2001年土地法42条は、占有権登記を怠った占有者にも2001年土地法第29,30,31条の保護が与えられるとしている。

<sup>1</sup> [http://www.gocambodia.com/laws/data%20pdf/Law%20on%20Land/Law%20on%20Land.%202001\(EN\).pdf](http://www.gocambodia.com/laws/data%20pdf/Law%20on%20Land/Law%20on%20Land.%202001(EN).pdf)

<sup>2</sup> 国土管理都市計画建設省の統計では、原所有権の認定については、2010年半ばまでに約130万パーセルにつき登記手続が終了し、所有権証書が発行されたという。

第 29 条は、1989 年以降に確認された不動産占有は、不動産の実質的権利を構成し、所有権取得を導く権利と認識されているが、2001 年土地法公布後の新たな占有は認められないとしている(同 29 条 2 項)。

前述のとおり、2001 年土地法公布以前に、明白、平穩、公然、継続、善意という要件を充たした占有を 5 年以上継続した者には、確定所有権が認められる(同第 30 条)。

また、公布前に占有を開始したものの同法公布時点で 5 年に満たない場合、上記要件を満たす場合は占有を延長することができ、占有が 5 年を満了すれば確定所有権を取得できるとされる(同第 31 条)。

② 2011 年に施行された民法は、2001 年土地法の私法実体規定をほぼすべて取り込んだ。

まず、「民法の適用に関する法律」第 14 条により、不動産占有権証明書又は土地占有使用権証明書が発行された土地の占有権については、その性質に反しない限り占有権を所有権とみなして民法の規定を適用することとなった。

しかしながら、上記証明書が発行されていない占有権についても、2011 年施行のカンボジア民法上、物権の一つとして認められ、保護の対象であることは争いが無い。

すなわち、カンボジア民法 227 条では、第 1 項にて、「占有とは、物を所持することをいう」と定め、第 2 項にて、「所持は、(中略)物を事実上支配している状態をいう」と定めている。

さらに、民法 134 条第 1 項は、「不動産に関する物権の設定、移転および変更は、占有権(中略)の場合を除き、登記に関する法令の規定に従い登記をしなければ第三者に対抗することができない」と規定し、不動産占有権については、登記の具備は、取得の要件でも対抗要件でもない(この点、不動産所有権と異なる)。

したがって、カンボジア民法上、占有は登記なく事実上の支配状態それ自体において成立しており、第三者にも対抗しうるものである。

そして占有権に対する侵害に対しては、占有権に基づく占有保護請求権が認められている(民法 236 条～241 条)。具体的には、占有保護請求権(民法 236 条)、占有物返還請求権(同 237 条)、占有妨害排除請求権(同 238 条)、損害賠償請求権(239 条)、占有妨害予防請求権(240 条)等が認められている(権利行使期間 1 年)。これらの請求権は事実上の支配状態それ自体が確認できれば、行使が許されるはずである。

さらに、同一の対象不動産についての所有権との関係については、民法 241 条により規律されており、対立する所有権に関する主張が存在する場合でも、訴訟でいずれかの権利が確定し請求が認容されるまでは、占有権は保護されなければならない。<sup>3</sup>

さらに、民法では、2001 年土地法施行前からの不動産占有者の保護を定めている(特別な占有権制度)。

まず、民法 242 条第 1 項は、占有証明書の発行を受けているが、地籍図および登記簿が整備

<sup>3</sup>民法 241 条は以下のとおり定める。

第 1 項 所有権(中略)等、物の所持を法律上正当づける権利を、本権という。

第 2 項 占有保護請求権の行使に対して、相手方は、本権に基づく抗弁を主張することは許されない。

第 3 項 占有に基づく訴訟と本権に基づく訴訟は、互いに妨げない。占有に基づく訴訟に対して、相手方は、本権に基づく反訴を提起することができる。

第 4 項 占有に基づく訴訟は、本権に関する理由に基づいて裁判してはならない。

されていないために、未だに所有権登記をなされていない不動産を使用収益する者は物権的請求権の行使において所有者とみなすとされている。

また、民法 243 条第 1 項は、2001 年土地法施行前 5 年以上にわたり、適法に私的に占有可能な不動産を平穩かつ異議なく占有していたにもかかわらず、2001 年土地法に基づくその登録を懈怠していた者は、第三者からの占有侵害に対して、占有保護請求権を行使することができる、としており、この場合、237 条ないし 240 条の 1 年間の期間制限は 3 年とされている。

以上のとおり、民法に基づき、占有権について正当な保護が与えられるべきことは法律上明らかである。

また、民法の占有権規定と、2001 年土地法 29 条 2 項の適用上の優劣については、明確な規定がないものの、民法が特別な占有権と区別して占有権を保護する規定をおいていることからすれば、2001 年土地法施行後の占有についても民法の規定に従って保護されると解するのが妥当と考えられる。

③ ところが、現実には、こうした民法の規定は一切無視され、占有権が国家や私企業によって踏みにじられている。

### (3) 土地のコンセッション

カンボジア 2001 年土地法の 49 条は、国有私用地に対し、土地のコンセッションを認める。

即ち、社会的目的のために住民のための住居等の建設を行う社会的土地コンセッションと、経済的な目的のために、土地を産業または農業目的でビジネス・セクター等に貸与する経済的土地コンセッションが認められている。<sup>4</sup>

2001 年土地法 58 条は、コンセッションの対象は国有私用地(state private land)でなければならないとする。<sup>5</sup>59 条 1 項は、いずれのコンセッションも、10000 ヘクタールを超えるものであってはならないと定め、59 条 3 項は、いかなる個人・企業も、複数の土地のコンセッションを受けてその総面積が 10000 ヘクタールを越えてはならないと定める。

さらに、カンボジアの経済的土地コンセッションに関する 2005 年 12 月 27 日付政令(Sub Decree on Economic Land Concessions, **No.146 ANK/BK/December 27, 2005**) の第 4 条には、経済的土地コンセッションを実施するためには以下の 5 つの条件を満たす必要があると明記されている。

- (a) 土地は、登記された、国有私用地(state private land)でなければならない。
- (b) 土地利用計画が州・市の土地管理委員会によって採択され、その土地利用が計画と一致するものでなければならない。
- (c) 環境影響評価および社会的影響評価(事前アセスメント)が完了していなければならない。
- (d) 土地について、法的枠組みとプロセスに従ったかたちで、土地を利用する住民の再定

<sup>4</sup> Article 2 of the Sub Decree on Economic Land Concessions defines an economic land concession as “a mechanism to grant private state land through a specific economic land concession contract to a concessionaire to use for agricultural and industrial-agricultural exploitation.” *Id.*, No.146 ANK/BK/December 27, 2005, available at <https://docs.google.com/gview?url=www.opendevelopmentcambodia.net/law/en/ANK-146-05-Concession-Land-E.pdf&pli=1>.

<sup>5</sup> Article 58-1, “A land concession can only be granted on lands that are part of the private property of the state”

住が解決している必要がある。<sup>6</sup> 非自発的な土地移転は禁止され、使用地へのアクセスは尊重されなければならない。

(e) 近隣住民や地方の自治体との公的な協議が実施されなければならない。

そして、土地のコンセッションに関する 2001 年土地法の規定は、2011 年施行の民法においても引き継がれ、同一の制度が存続している。

ところが、これらの要件を満たさずにコンセッションが認可されているのが実情である。

例えば、上限を超える広大な面積の農地がコンセッションの対象となったり、事前アセスメントや近隣住民との公正な協議が行われないまま、経済コンセッションが認可される等の問題が生じている。

そして、住民が長らく居住、耕作を続け、本来土地所有権ないし占有権として住民が土地に対する権利を保護されるべき土地が、国有地としてコンセッションの対象となり、住民が立ち退きを余儀なくされるケースが頻発するようになった。

### 3 最近の状況

こうした土地コンセッションによる住民の土地の強制立ち退きは年々深刻さを増している。

人権 NGO の ADHOC によれば、2011 年までで、合計 2,276,349 ヘクタールの土地の経済的  
土地コンセッションを 225 の会社に対して与えたという。<sup>7</sup>

人権 NGO の LICADHO も 2 万ヘクタール以上の経済土地コンセッションがカンボジア全土で容認され、プランテーション等の計画が進められようとしていると警告、「これまで長年にわたり土地のコンセッションをモニタリングしてきたが、2011 年程多数のコンセッションが単年度で認められた年はかつてない」とする。<sup>8</sup>

こうしたなか、土地を奪われる住民たちの数は急増し、強制立ち退きに抵抗しようとするコミュニティによる抗議活動も活性化した。NGO 等のモニタリングの結果から、カンボジア政府は、国際人権法に準拠し、居住権を尊重する解決を図ることなく、抗議活動に対して、軍や警察の出動等による有形力の行使による鎮圧、弾圧によって報いている傾向が認められる。ADHOC は 2011 年に土地をめぐる紛争に起因して少なくとも 1 人が殺害され、427 人が平和的な抗議活動を行ったことを理由として起訴され、うち 95 人が逮捕されたと報告している。

2012 年前半、こうした矛盾は一層深刻となったのである。

<sup>6</sup> In other words, resettlement must be accompanied by fair and just compensation, and resettlement sites must provide relocated persons with an adequate standard of living.

<sup>7</sup> <http://adhoc-cambodia.org/wp-content/uploads/2012/05/ADHOC-Report-on-Land-and-Housing-Rights-in-2011-English-version.pdf>

<sup>8</sup> [http://www.camnet.com.kh/cambodia.daily/selected\\_features/Carving%20Up%20Cambodia.pdf](http://www.camnet.com.kh/cambodia.daily/selected_features/Carving%20Up%20Cambodia.pdf)

### 第3 調査を行った人権侵害事案の概要

前述のとおり、ヒューマンライツ・ナウは、今回の調査をクラティエ州とプノンペンに絞り、クラティエ州では、土地紛争の末に14歳の少女が殺害された事案と、土地紛争に起因して逮捕され、農民が残虐な拷問を受けた事案について調査を行った。

また、プノンペンにおいては、最近大きな話題となっているボンコク湖、ボライケイラ地区の立ち退きについて、住民たちから聞き取りを行った。それぞれの事案に関する、これまでに伝えられている事実関係の概要は以下のとおりである。

#### 1 クラティエ州における経済的コンセッションをめぐる Broma 村住民との紛争

## 及び 14 歳の少女の殺害事件

### (1) 係争地

クラティエ州チュロン郡 (Chhloung district)、カンポン・ダンムライコミューン (Kampong Domrei commune)、ブロマ村 (Broma village)

### (2) 紛争当事者

カソティン社 (Casotim/Kastim) とブロマ村のおよそ 1000 人の住民

### (3) 事案の概要

今回強制立ち退きさせられた村民は、長期にわたるカソティン社との紛争に巻き込まれてきた。

農林省下の Forestry Administration のウェブサイトによれば、カソティン社は 1996 年にクラティエ州において、13,1,380 ヘクタールの森林コンセッションの許可を受けたとされている。<sup>9</sup>

カソティン社は権利を主張し、ゴム園をつくろうと計画したが、この土地に住み、または耕作をしていた住民との間でトラブルとなっていた<sup>10</sup>。

カソティン社については、ロシア資本との見方があるが<sup>11</sup>、確かではなく、会社の詳細は未だ明らかではない。

係争地の住民の中に、Democratic Association という団体に参加する、ブン・ラッター<sup>12</sup>等の人物が中心となる形で、住民たちが土地を守る活動や抗議行動を展開していたとされる。

人権団体の報告によると、2012 年 5 月 15 日、何百人もの重装備の警察と軍が村を封鎖した。住民たち 300 ないし 400 人翌日の 16 日早朝に協議し、こうした状況下で、土地を離れるほかないと考え、午前 8 時頃から移動を始めたという。

これに対し、同日午前 8 時 30 分ごろ、軍・警察は、移動しようとする住民たちに対し、実弾で攻撃を加えた。<sup>13</sup> 報道によれば、軍・警察は、ヘリコプターの援護を受け、数百人の住民に対し実弾で攻撃を加えたとされる。

報道によれば、強制立ち退き命令は、内務大臣ソー・ケン (Sar Kheng)、国家警察長官 (National Police Chief) ネット・サブーン (Neth Savoeun)、そしてクラティエ州知事のサー・チェムロン (Sar Chem Rong) からなる合同委員会によって出されたとされている<sup>14</sup>。

午前 9 時ごろ、14 歳の少女、ヘン・ジャンター (Heng Chantha) がこの攻撃に巻き込まれ警察及び軍に射殺された<sup>15</sup>。さらに、一連の武力行使で 8 人が逮捕され、2 人が負傷したとされる。こうした武

<sup>9</sup> <http://www.forestry.gov.kh/Statistic/Forestcover.htm>

<sup>10</sup> “Mourning Villagers Flee Kratie after Bloody Eviction,” *The Phnom Penh Post*, May 18, 2012, <<http://www.phnompenhpost.com/index.php/2012051856248/National-news/mourning-villagers-flee.html>>

<sup>11</sup> CCHR Press release, <<http://khmerization.blogspot.jp/2012/05/cchr-press-release-land-greed-causes.html>>

<sup>12</sup> <http://www.rfa.org/english/news/cambodia/claims-08202012181938.html>

<sup>13</sup> Press Release: LICADHO Calls for Investigation into Deadly Kratie Shooting,” May 17, 2012, <<http://www.licadho-cambodia.org/pressrelease.php?perm=277>>

<sup>14</sup> “Teenage Girl Gunned down by Security Forces in Eviction,” *The Phnom Penh Post*, May 17, 2012, <<http://www.phnompenhpost.com/index.php/2012051756224/National-news/girl-killed-in- eviction.html>>, and “Teenage Girl Gunned down by Security Forces in Eviction,” *The Phnom Penh Post*, May 17, 2012, <<http://www.phnompenhpost.com/index.php/2012051756224/National-news/girl-killed-in- eviction.html>>

<sup>15</sup> The Phnom Penh Post (n 1~3), LICADHO, “Press Release: LICADHO Calls for Investigation into Deadly Kratie Shooting,” May 17, 2012, <<http://www.licadho-cambodia.org/pressrelease.php?perm=277>>, and Housing and Land

力行使の結果、住民は土地から強制的に退去させられた。

この事件後も警察と軍は村の封鎖を続け、人権活動家やジャーナリストは事件現場に入ることができなかった<sup>16</sup>。5月31日、逮捕された8人中の5人は釈放された。

村民たちは、攻撃の背景にはカソティン社との継続した土地紛争があると主張する<sup>17</sup>。

しかし、カンボジア政府は今回の非人道的かつ度を超えた武力行使について、「Democratic Association」が村に自治的地域を形成しようとした動きを阻止するためだったとして正当化した(添付資料3)。

#### (4) NGO・国際社会の反応

① カンボジア NGO の ADHOC は 2012 年 5 月 17 日に「カンボジア政府は土地と天然資源の権利に関連した暴力の連鎖を止めなければならない」という声明を発表し<sup>18</sup>、クラティエ州における長期の土地紛争に関連して起こった 14 歳の少女の射殺を強く非難した。

ADHOC は、村民の抗議活動が今回のように暴力行為を伴ったとしても、それが政府による市民への重度の武力行使を正当化する要因にはならないと訴えた。また、民主主義のもとでは、子どもを簡単に殺すこと、その加害者が処罰されずに放置されるということがあってはならないことを強調し、カンボジア政府に対し、今回の事態の指揮命令系統の調査等を行うことを求めた。さらに、殺害に関与したすべての者は、責任を問われなければならないと訴えた。

② カンボジア NGO の CHRAC(The Cambodian Human Rights Action Committee) 及び NGO CRC(NGO Coalition on the rights of the child)は 2012 年 5 月 18 日にプレスステートメント「市民社会はクラティエ州への重度の攻撃を非難する」を発表し<sup>19</sup>、カンボジア政府に対し、砲撃事件の早期かつ独立した調査を実施し、軍の兵士と責任のある指揮官に裁きを与えることを求めている。また、不処罰は蔓延してはならず、少女の死に責任を持つ者は裁判を受けなければならないとした。

政府担当者は少女が「誤って撃たれた」と話しており、これでは誰も責任が問われないことになる懸念を表明している。さらに、強制立ち退きと自動小銃の使用は命令系統に属する者によって命じられたのであるから、彼らは特定されるべきであるとした上で、目撃者と加害者への聞き取りを含む徹底的な捜査が早急に必要であると述べている。

③ 2012 年 5 月 17 日に在カンボジア米国大使館は「Heng Chantha の死に関する声明」<sup>20</sup>を出し、カンボジア政府に対し、透明性がありかつ信頼できる徹底的な捜査を実施し、少女の殺害に刑事責任を持つ者の責任を問うことを求めた。

Rights Network, “As Soldiers Leave Kratie Village, Problems Remain,” May 21, 2012, <<http://www.hlrn.org/news.php?id=pHBpZg>>

<sup>16</sup> LICADHO (n13)

<sup>17</sup> Ibid.

<sup>18</sup> ADHOC, “Statement: Cambodian Authorities Must Put an End to the cycle of Violence Related to Land and Natural Resources Rights,” May 17, 2012, <<http://adhoc-cambodia.org/?p=1602>>

<sup>19</sup> CHRAC and NGO CRC, “Press Release: Civil Society Condemns the Deadly Shooting in Kratie Province,” May 18, 2012, <[http://www.chrac.org/eng/CHRAC%20Statement%20in%202012/05\\_18\\_2012\\_Press%20Release%20on%20Killing%20of%20Heng%20Chantha%20in%20Kratie\\_En.pdf](http://www.chrac.org/eng/CHRAC%20Statement%20in%202012/05_18_2012_Press%20Release%20on%20Killing%20of%20Heng%20Chantha%20in%20Kratie_En.pdf)>

<sup>20</sup> Embassy of the United States, “Statement on the Death of Heng Chantha” May 17 2012, <[http://cambodia.usembassy.gov/051712\\_pr.html](http://cambodia.usembassy.gov/051712_pr.html)>

## 2 クラティエ州スノール郡 (Snoul District) の 3 村の住民と CIV 開発会社 (CIV Development) 等との間の土地紛争

### (1) 係争地

クラティエ州スノール郡の以下の地域

- ・ピトルンコミューン(Pi Tnou commune)のトマハダイクラハム村(Thmar Hal Dey Kraham village)、
- ・スライチャコミューン(Sre Char commune)のミンチェイ村 (Mean Chey village)とクラベイ Chol Rong 村(Krabei Chol Rong village)

### (2) 紛争当事者

CIV 開発会社とスノール郡の 270 世帯

### (3) 事案の概要

2008 年 5 月 27 日、CIV というカンボジアの会社がゴム園経営のため、クラティエ州の 769 ヘクタールの土地の経済的コンセッションを獲得した。CIV が経済的コンセッションを獲得した土地には Stiang 先住民が代々住んでいるとされる<sup>21</sup>。

LICADHO の 2009 年度の報告によると、当該会社は村民の畑を破壊するため、ブルドーザーで村に入った。これに対し 2008 年 10 月 5 日に 300 人の住民が平和的抗議活動を行った。証拠がないにも関わらず、CIV は抗議活動中に会社の財産の強盗と破壊行動があったと主張し、4 人の村民がクラティエ州裁判所に呼ばれた。この裁判は現在係争中である<sup>22</sup>。

さらに ADHOC の 2012 年度報告書によると、2011 年 1 月、CIV は 769 ヘクタールの土地にゴムノキを植える目的で、トラックを使って住民の土地と畑を破壊した。これにより 329 世帯が影響を受けた。当該企業は拳銃を携帯した守衛を使って、これらの土地から住民を締め出そうとした。住民は地方自治体に抗議文を提出したが、解決案は得られなかった。

CIV は村民に対し訴訟を起こし、結果として裁判所は人々に対し、抗議活動の中止を求める命令書を発令した。その後カン・ホーン(Kang Horn)氏が逮捕・勾留された。彼の家族は会社が割り当てた新しい土地を受け入れることを強制されたが、彼はそれを拒んだ。

CIV はまた、この件について調査をしようとしていた人権団体に対する威嚇も行った<sup>23</sup>。

なお、スノール郡では、ベトナムの開発会社 Dau Thieng Rubber Development も、Svay Chreag コミュニの 7,656 ヘクタールについて経済的コンセッションを獲得した。しかし、この土地には、984 世帯の住民が住んでいて、経済的コンセッションの影響を受けることとなった。この会社が獲得した土

<sup>21</sup> Sithi.org, "Land Conflict between CIV Development Company with 270 Families," [http://www.sithi.org/temp.php?url=land\\_view.php&land\\_id=99](http://www.sithi.org/temp.php?url=land_view.php&land_id=99)

<sup>22</sup> LICADHO, "Land Grabbing and Poverty in Cambodia: the Myth of Development," May 2009, <http://www.licadho-cambodia.org/reports/files/134LICADHOREportMythofDevelopment2009Eng.pdf>

<sup>23</sup> ADHOC, "The Report of Land and Housing Rights 2011," March 2012, <http://www.sithi.org/admin/upload/media/%5B2012-05-22%5DThe%20reprot%20of%20land%20and%20housing%20rights%202011%2011%2005%20ADHOC%20The%20reprot%20of%20land%20and%20housing%20rights%202011%28ENG%29.pdf>

地の境界線を引こうとした際、村民の畑に侵入し、住民との紛争が勃発した<sup>24</sup>。報告によると、当該企業は村民が会社の土地を侵害しているとして、事前の通告なしにブルドーザーを使用して暴力的に土地を奪っている<sup>25</sup>。地元メディアによると、これに対して村民は、クラティエ州の主要道路である7号線(Road 7)を封鎖し、抗議をしている。2011年9月18日にはおよそ500人の村民が18回目となる道路封鎖を行った<sup>26</sup>。

#### (4) NGO、国際社会の反応

国際人権 NGO の世界拷問防止機構(OMTC)はアクションファイル「カンボジア:先住民族世帯の先祖代々の土地からの強制立ち退き—クラティエ州スノール郡 Srei Char コミュニティで経済的土地コンセッションと戦う活動家への暴力と嫌がらせの恐怖—」の中で<sup>27</sup>、カンボジア政府に対し、強制立ち退きにおける国際規範に従い、先住民族に関する国際法および国内法を尊重すること、そして彼らの経済的、社会的及び文化的権利のために奮闘するコミュニティの指導者たちに対しての、根拠のない告訴を取り下げを求めた。

加えて、CIV に対し、1) 地元の住民の土地に対する権利、資源、生活を尊重し、必要な場合には適切な補償を提供すること、2) あらゆる事業の環境に対する負荷を最小限にするために、すべての必要な手段を講じること、3) 特に先住民族と地元のコミュニティに対する悪影響を鑑み、事業のすべての側面において、国内法と国際人権規範に完全に従うことを求めた。

### 3 プノンペン・ボレイケイラ(Borei Keila)村住民とファン・イメックス社(Phan Imex Company)の土地紛争

#### (1) 係争地

プノンペン、プランピ・マカラ郡(Prampi Makara district)、ベル・ボンコミュニティ(Veal Vong commune)、ボレイケイラ村(Borei keila village)

#### (2) 紛争当事者

大手建設会社ファン・イメックス社とボレイケイラの1776世帯の住民

#### (3) 事案の概要

2003年6月、フン・セン首相はボレイケイラの約4.6ヘクタールの土地(全14.12ヘクタールのうち約30パーセント)の社会的土地コンセッションを許可した。

大手建設会社ファン・イメックス社(Phan Imex)は政府との間で、商業発展の目的で追加の2.6ヘクタールの土地所有権を取得する見返りとして、村民のため2ヘクタールに10棟のアパートを建設するという契約を交わした。2010年4月、10棟中8棟のみを建設したファン・イメックス社は政府

<sup>24</sup> Sithi.org, “Conflict between 984 Families and Dau Tieng Rubber Company in Kratie’s Snoul District,” <[http://www.sithi.org/temp.php?url=land\\_view.php&land\\_id=113](http://www.sithi.org/temp.php?url=land_view.php&land_id=113)>

<sup>25</sup> Khuon Narim, “Kratie Villagers Claim Rubber Firm Clearing Land,” *The Cambodia Daily*, April 29, 2011, <<http://bcv-cambodia.org/readacti.php?type=ecbc87e4b5ce2fe28308fd9f2a7baf3&actid=MTI=>>>

<sup>26</sup> May Thithara, “Road Block Jams link to Kratie,” *The Phnom Penh Post*, September 19, 2011, (available at SAHRIKA, <<http://sahrika.wordpress.com/2011/09/19/road-block-jams-link-to-kratie/>>>)

<sup>27</sup> OMCT, “CAMBODIA: Forced Eviction of Indigenous Families from Their Ancestral Lands- Fear for Violence and Harassment Against Activists Opposing Economic Land Concessions in Srey Cha Commune, Snoul District, Kratie Province, Cambodia,” <[http://www.omct.org/files/2010/02/6103/action\\_file\\_khm\\_230210\\_desc.pdf](http://www.omct.org/files/2010/02/6103/action_file_khm_230210_desc.pdf)>

に対し、資金不足を理由として残り2棟の建設見送りと、建設予定地の取得を要求した<sup>28</sup>。

ADHOCの報告によると、2012年1月3日、ボレイケイラに残り、第9棟・10棟への転居を待っていた約387世帯の住民は、100人以上の警察官、憲兵、会社の従業員、警備員らによって強制的に家を追われ、200以上の家が破壊された。その際、住民に対する無差別射撃が行われたという<sup>29</sup>。複数のNGOによるフン・セン首相への共同公開書簡によると、この共同部隊は住民と武力衝突し、警察官と住民の負傷が報告されている一方で、15人が逮捕され、そのうち8人がプレイ・サー(Prey Sar)刑務所に送られた。

8人はカンボジア刑法第218条の「加重暴行罪」(acts of violence)および第504条の「公務執行妨害罪」(obstruction of public officials)の容疑で勾留された<sup>30</sup>。

警察と住民との衝突はその後も続いた。2012年1月11日、警察と治安部隊はボレイケイラとボンコク湖の強制立ち退き中止と1月3日に逮捕された住民の釈放を求め、市役所前で平和的抗議活動をしていた住民のうち22人の女性と6人の子どもを逮捕したとされる<sup>31</sup>。アムネスティ・インターナショナルによると、2月2日警察は抗議活動をしていた150人の女性を暴力的に排除し、この際6人を逮捕勾留した<sup>32</sup>。

立ち退きを強いられた住民は2つの離れた居住地に立ち退いた(それぞれ67世帯と181世帯)。<sup>33</sup>再定住地の状況は悲惨で、避難民は間に合わせのテントに住み電気・公衆衛生・飲み水・病院・学校へのアクセスがなく、就労の機会もない<sup>34</sup>。

2012年5月7日閣僚評議会は、ボレイケイラにおける土地問題を受け、市役所に対して問題に対処する手立てをとるよう求めた<sup>35</sup>。これを受けて、ボレイケイラの住民はプノンペン市役所の前に集まり、市役所に対しフン・セン首相の指示の早期実行を求めた。

しかし、プノンペン市役所は2012年6月20日にプレスリリースを発表し<sup>36</sup>、政府はすでに住居を受け取る資格のある住民には住居を提供し、必要に応じて賠償も行ったとする見解を示した。さらに、

---

<sup>28</sup> ADHOC (n 23)

<sup>29</sup> Ibid.

<sup>30</sup> FIDH, AI et al. “Re: Borei Keila Forced Eviction and Arbitrary Detention of 22 Women and 6 Children,” <http://amnesty.org/en/library/asset/ASA23/003/2012/en/64ba4389-800d-4e6f-a4d0-177028291da3/asa230032012en.pdf> [hereinafter “Borei Keila Statement”]

(2012年1月18日に1人が保釈され、17歳の少年を含む残りの7人は2012年2月17日及び18日に保釈された) AI, “Urgent Action: Detained Victims of Forced Eviction Escape,” February 23, 2012, <http://www.amnesty.org/fr/library/asset/ASA23/004/2012/fr/81fbce90-747b-4b43-b4ad-a969193f44f8/asa230042012en.pdf>

<sup>31</sup> Borei Keila Statement, “Detained Borei Keila Residents Must Be Released from Prey Speu Center” 注: LICADHOのプレスリリースによると、拘禁されたのは24人の女性と6人の子どもとされている。

<http://www.licadho-cambodia.org/pressrelease.php?perm=268>

<sup>32</sup> AI (n 30)

<sup>33</sup> ひとつは、プノンペンから25キロ離れたプレイベン・コミュニティ(Prey Veng commune)のトゥールサンボ(Tuol Sambo)(3m x 6mの土地)であり、もうひとつは、プノンペンから40キロ離れたカンダル州(Kandal province)、ポニャール郡(Punhea Leu district)のスラポー(Srah Po, Phnom Batとして知られている)(5m x 12の土地)である。

<sup>34</sup> CCHR, “The Continuing Borei Keila Tragedy,” *CCHR Case Study Series*, Vol. 5, May 2012, [http://www.sithi.org/admin/upload/media/%5B2012-05-25%5DThe%20Continuing%20Borei%20Keila%20Tragedy%202012\\_05\\_25\\_CCHR\\_The%20continuing%20Borei%20Keila%20Tragedy\\_%28ENG%29.pdf](http://www.sithi.org/admin/upload/media/%5B2012-05-25%5DThe%20Continuing%20Borei%20Keila%20Tragedy%202012_05_25_CCHR_The%20continuing%20Borei%20Keila%20Tragedy_%28ENG%29.pdf)

<sup>35</sup> RFA radio <http://www.rfa.org/khmer/indepth/landdispute-05072012074848.html?searchterm=landdispute>

<sup>36</sup> Phnom Penh Capital Hall, “Press Release: Borei Keila Residence Who Could Legitimately Received [Sic.] Homes,” Jun 20, 2012,

<http://www.phnompenh.gov.kh/news-borey-keila-residence-who-could-legitimately-received-homes-3033.html>

抗議活動を行っている人々は、平和的解決の意思のない人々で、そもそも住居を受け取る資格がなかったり、他者に賃貸する目的で住居を求めていたり、賠償金を受け取ってなお違法な抗議活動を続けたりしているとして非難した。

#### (4) NGO 及び国際社会の反応

FIDH・アムネスティ・インターナショナル等複数のNGOは、「カンボジア：ボレイケイラでの強制立ち退きと22人の女性及び6人の子どもの恣意的拘禁について」と題する共同公開書簡を提出し<sup>37</sup>、カンボジア政府に対し、1) 恣意的拘禁を含め、住民に対するすべての威嚇行為をやめること、2) 完全に独立した調査を実施すること、及び3) ファン・イメックス社が当初の事業を遂行し、立ち退きを強いられたボレイケイラのすべての人々のために住居を建設するようにすることを求めた。

## 4 プノンベン・ボンコク湖 (Boeung Kak Lake) における土地紛争

### (1) 場所

プノンベン・ボンコク湖 (Boeung Kak Lake)

### (2) 紛争当事者

民間企業シュカク社 (Shukaku Inc) と湖付近の約4012世帯の住民

### (3) 事案の概要

ボンコク湖はプノンベン中心部北部に位置する大きな湖である。湖の周りの居住地域、商業地域、および農業地域に4000世帯以上が暮らしていたと言われている。2007年2月、政府は民間開発企業シュカク社 (Shukaku Inc) に対し、経済的コンセッションの一環として、アメリカドル7900万ドルでボンコク湖の99年のリース契約を結んだと発表した。リース契約によると、当該企業は湖の90ヘクタール中80ヘクタールの埋め立てを許可されている<sup>38</sup>。2008年8月、シュカク社は湖の埋め立てを始め<sup>39</sup>、住民たちは立ち退きを余儀なくされた。<sup>40</sup>

報告によると、政府はボンコクに住んでいた約4万人以上の住民に対し、彼らは国有公用地内に住んでいるため滞在する権利はなく、立ち退かなければならないと伝えた。立ち退かなければならない住民には2つの選択肢が与えられた。一つは8500アメリカドルの現金支給で、もう一つは約20キロ離れた移転先の家と500アメリカドルの支給であるが、補償は市場価格を大きく下回っており、移転先では彼らのこれまでの就業を継続することが困難である<sup>41</sup>。

<sup>37</sup> Borei Keila Statement

<sup>38</sup> Cambodia Development Watch, “Boeung Kak Lake Lease Agreement,”  
<[http://www.cambodia.org/downloads/pdf/DPP\\_CambodiaDevelopmentWatchJune07Final\\_English.pdf](http://www.cambodia.org/downloads/pdf/DPP_CambodiaDevelopmentWatchJune07Final_English.pdf)>

<sup>39</sup> “Boeung Kak Developer Starts Filling in the Lake,” *The Phnom Penh Post*, August 27, 2008,  
<<http://www.phnompenhpost.com/Assets/pdf+zip/080827.pdf>>

<sup>40</sup> <http://www.youtube.com/watch?v=xh-qxNZgibs>

<sup>41</sup> Land and Housing Working Group, “Land and Housing Rights in Cambodia, Parallel Report 2009,” page 17, case 3. <[http://www2.ohchr.org/english/bodies/cescr/docs/ngos/CHRE\\_Cambodia\\_CESCR42.pdf](http://www2.ohchr.org/english/bodies/cescr/docs/ngos/CHRE_Cambodia_CESCR42.pdf)>

約 4000 世帯のうち、779 世帯が、立ち退きを拒絶して、ボンコク湖周辺に残ったが、不当な立ち退き条件を受け入れるように市当局等から、脅迫・威嚇を受けてきた。

2009 年 8 月、世界銀行は、ボンコク湖における強制立ち退きを重視して、ボンコク湖の住民と政府の間の合意が成立するまで、カンボジアに対するすべての借款を凍結すると発表した。<sup>42</sup>これを受けて 2009 年 8 月 11 日、フン・セン首相は、残された 779 世帯に対して、ボンコク湖周辺住民に 12.44 ヘクタールの土地の正当な所有権を取得させることを認める政令(Sub Decree)<sup>43</sup>を発表した。

44

ところが、プノンペン市は、このうち 96 家族について、12.44 ヘクタールの範囲外に住んでいたと主張して、所有権の取得を認めない姿勢を明らかにした。<sup>45</sup>

2011 年 9 月 16 日、100 人以上の治安部隊と警察が、排除された 96 世帯の一部の建物や商店を何らの警告もなく破壊し、強制立ち退きを敢行した。<sup>46</sup>

住民たちは 96 家族も含めてすべての住民に権利を与えるように求め、土地の測量と教会の確定を求めているが、政府・市はこれに対応せず、住民たちは合法的・平和的な抗議活動を続けてきた。

2012 年 5 月 22 日、土地、労働、天然資源に対する権利を主張し、住民が平和的デモ(歌と演説)を行った。すぐに軍と警察が到着し市民に対して過剰な有形力が行使され、正午前にデモを行っていた女性 13 人が逮捕された。

報道や、LICADHO 等の NGO のステートメントによると、軍は武力と重度の暴力(殺傷能力の高い武器の使用)を行使した<sup>47</sup>。

逮捕された女性たち 13 人は 48 時間後の 24 日に 2001 年土地法第 34 条及び 259 条(「不法占拠」は懲役と罰金の対象である)、及び刑法第 504 条(公務執行妨害罪)のもと起訴され<sup>48</sup>、それぞれ 2 年半の懲役判決を受けた。

さらに 2 人が 13 人の第一審公判の日に法廷前で、13 人と同じ容疑で逮捕・勾留されている。<sup>49</sup>

フン・セン首相は、抗議者に対する銃器の使用を禁止する声明を発表し、経済的土地使用権を与える moratorium を発行したが、にも関わらず、住民に対する不当な有形力の行使は続いた。<sup>50</sup>

<sup>42</sup> <http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-pacific-14457573>

<sup>43</sup> <http://www.phnompenh.gov.kh/news-sub-decree-183-1715.html>,

<sup>44</sup> <http://www.guardian.co.uk/global-development/poverty-matters/2011/sep/14/cambodia-phnom-penh-residents-victory>

<sup>45</sup> この政令を施行する為に、プノンペン市役所が、2011 年 8 月 17 日に Implementation Guideline of Sub-Decree No.183 ANK.BK を出した。この guideline のリンクは、<http://www.phnompenh.gov.kh/news-implementation-guideline-of-sub-decree-no183-ankbk-1708.html>

<sup>46</sup> <http://www.amnesty.org/en/news-and-updates/cambodia-urged-halt-boeung-kak-lake-forced-evictions-phnom-penh-2011-09-19>

<sup>47</sup> LICADHO et al., “Media Statement,” May 22, 2012, <[http://www.equitablecambodia.org/media/docs/BK\\_statement\\_Final\\_EN.pdf](http://www.equitablecambodia.org/media/docs/BK_statement_Final_EN.pdf)>

<sup>48</sup> Asian Human Rights Commission, “Cambodia: Joint Statement Condemning Baseless Convictions and Violence Against Human Rights Defenders,” May 29, 2012, <<http://www.humanrights.asia/news/forwarded-news/AHRC-FST-034-2012>>

<sup>49</sup> ADHOC, “Statement: Failures of Law Implementation Lead to Injustice towards Boeung Kak Lake Residents,” June 14, 2012, <<http://website.informer.com/visit?domain=adhoc-cambodia.org>> <http://www.phnompenhpost.com/index.php/2012060156538/National-news/boeung-kak-childrens-tearful-plea.html>

<sup>50</sup> “Joint Statement: The Culture of Impunity and Violence Must Stop” (May 30, 2012)

#### (4) NGO 及び国際社会の反応

- ① 人権 NGO「アジア人権委員会」(Asian Human Rights Commission)が中心となって、2012年5月30日に、122の市民社会団体が署名した共同声明「不処罰の暴力の文化に終止符を」が発表された。<sup>51</sup>

同声明では、1) 市民に対する暴力は許されず、直ちに停止されなければならない、2) 土地、労働、天然資源に対する権利に対する人権侵害は、継続して監視されなければならないとし、さらに3) カンボジア政府に対し、法の支配の強化と、暴力と不処罰の連鎖を断ち切ることを求めている。

- ② ADHOC は2012年6月14日に「法律の実施の懈怠がボンコク湖住民に対する不当な処罰を導く」と題した声明で<sup>52</sup>、政府に対し1)ボンコク湖住民(無実の女性たちと抗議者たち)に対する起訴を取り下げ、彼らを釈放すること、2) ボンコク湖土地紛争を法律に基づき公正に解決すること、そして3) 平和的抗議を違法視して、平和的抗議者を逮捕することをやめること、の3点を勧告を出した。

- ③ ヒューマン・ライツ・ウォッチやアムネスティ・インターナショナル等複数の国際人権 NGO は、2012年6月22日に国連の特別報告者に向けて「ボンコク湖の人権活動家に関する国連特別報告者による共同声明公表の要請」を出した<sup>53</sup>。

同要請書はボンコク湖の土地紛争に関連した恣意的な逮捕拘禁の実情を告発するとともに、特別報告者に対し、国際社会が人権活動家を支援しこの事案を監視しているという明確なメッセージを送るよう求めている。

加えて、度重なる人権侵害(公正な裁判、実質的平等と差別の禁止、十分な住居、食料と水の安全保障、十分なヘルスケア、教育、仕事と身体の安全、残虐・非人道的若しくは品位を傷つける取扱いからの自由、表現の自由、移動の自由、結社と平和的な集会の自由)についても言及し、特別報告者に対し共同声明の発表を要請している。

<sup>51</sup> AHRC, “Cambodia: The Culture of Impunity and Violence Must Stop,” May 31, 2012, <<http://www.humanrights.asia/news/ahrc-news/AHRC-STM-116-2012/?searchterm=Joint%20Statement:%20The%20Culture%20of%20Impunity%20and%20Violence%20Must%20Stop>>

<sup>52</sup> ADHOC (n 49)

<sup>53</sup> HRW, AI et al. “Re: Request for a Joint Statement by UN Special Procedures Mandate Holders Concerning the Boeung Kak Lake Human Rights Defenders,” June 22, 2012, <<http://www.freedomhouse.org/sites/default/files/CAMB-joint%20request-UN%20SR.pdf>>

## 第4 現地調査の内容

ヒューマンライツ・ナウが、6月27日から30日にかけて実施した現地調査の結果は、下記のとおりである。

### 1. クラティエ州における Casotim 社と Broma 村住民の土地紛争及び 14 歳の少女 (Heng Chentha) の殺害事件

14歳の少女 Heng Chantha は、2012年5月16日朝9時頃、軍・警察による連続的な自宅への意図的な銃撃の結果、自宅内において銃撃の銃弾を受けて死亡した。

事件の発生した場所は、クラティエ州 Chhloung District, Kampong Domrei commune、Broma 村の自宅民家である。

土地紛争をめぐる軍・警察と住民の紛争の際の出来事であり、この際に負傷者と逮捕者も出たとされている。

HRN 調査団は事件の詳細を確認するため、遺族(両親)から事情聴き取りを行った。

・聞き取り日:2012年6月27日

・聞き取り対象

テン・リムヘン(TENG LIM HENG)(父親)

フイ・ライヒン(HUY LAYHIN)(母親)

・聞き取り場所: Veal Konsaen Village Kampong Damrei Commune Chhloung District



遺族の供述は以下のとおりであった。

- (1) 私たち家族は、死亡した娘も含めると 11 人います。

以前は、コンポンチャム州に住んでいましたが、そこは土地が少なく、野菜を十分に作る事ができず、生活が苦しかったため、2006 年から、父親の弟と一緒に、この土地に住み始めました。

コンポンチャム州に住んでいたときは、子どもたちを小学校に通わせていましたが、今は近くに学校がなく、また生活に余裕もないので、誰も学校には通ってはいません。

- (2) 今住んでいる土地は、親戚が昔、住んでいた土地であり、その一部を分けてもらい、農業をして生活をしています。

親戚はこの土地の所有権を持ってはいませんでした、ここに野菜や米を植えて生活をしたり、他の親戚に分け与えたりしていました。

親戚がこの土地に住み始めたきっかけは、はっきりとは聞いていませんが、土地が広く、魅力的に感じたので、10 年前から住み始めたと聞いています。

- (3) 今回、土地紛争が生じている土地は、2007 年から 2008 年にかけて、大勢の人が住み始めたようです。

この土地について、権利を主張しているカソティン社 (Casotim または、Kastin LLC) という会社は、これまでは特に何かをすることはありませんでしたが、2012 年に入ってから、土地から住民らを追い立てるようになりました。

私たちの土地は 1.5ha あり、まだカソティン社からは何も言われていませんが、今後何か言われることがあるかもしれません。

- (4) 2011 年 10 月 3 日から、ブン・ラッター (Bun Ratha) という人が、国民に土地を分けるために活動を始めた、という話を聞いています。ブン・ラッターの代表的な仲間としては、彼の父親であるブン・チョン (Bun Chorn) とソク・トン (Sok Tong) という人がいます。彼らはこの土地の住民ではないと聞いています。ソク・トンはどこに住んでいるのか分かりませんし、ブン・チョンは息子と同じコンポンチャム州に住んでいたそうです。

しかし、彼らが政府の言うことを聞かないので、政府は彼らの活動は非政府的な活動であるとして、これを排除しようとしたようです。

私たちの世帯は、この紛争とは関係のない土地に住んでいるので、彼らの活動には加わってはいませんでした。紛争となっている土地は、私たちの家から 4 km ほど離れたところにあります。

私たち自身はブン・ラッターに会ったことはないですが、乱暴者であるという話を聞いたり、彼らの活動母体の「Democratic Association」(DA) が、広大な土地を持っている人に対して、土地を渡

すように求めているという話を聞いたことはあります。

- (5) 今回の事件は、偶然起きたものでした。

この日、ブン・ラッターやその他の村人たちは、紛争となっている土地から、私たちの家の先にある橋の方向へと逃げようとしたのですが、ちょうど私たちの家の辺りで、彼らを追っていた軍と衝突したのです。そのため、私たちの家は、ブン・ラッターたちと軍に挟まれる形になりました。

このとき、軍は 1000 人くらい降り、ブン・ラッターの仲間たちも同じくらいいて、彼らは銃を持っていませんでしたが、斧などの武器を持って、バイクに乗っていました。

- (6) 朝 8 時頃、ブン・ラッターたちと軍が衝突し、30 分くらい発砲が続きました。

私たちは事前に何も知らなかったのですが、一体そのときに何が起きているのか全く分かりませんでした。

私たちは家の中に隠れていたのに、家の中にまで銃撃がありました。

ブン・ラッターたちの中には、私たちの家の裏に隠れていた人もいたようです。

最初、母親である私と殺された娘はベッドの下に隠れていたのですが、他の娘が少し遠くにいたので、「大丈夫?」と呼びかけて私がほかの娘のほうに行きました。そうすると殺された娘も起き上ってこちらにこようとしていたようで、「撃たれた」と彼女が言ったのが聞こえたのです。

私が、「娘が撃たれた」と叫んだところ、ブン・ラッターたちは逃げて行き、誰も逮捕されませんでした。

彼らの中には怪我をした人もいたようですが、死亡した人はいなかったようです。

その後、軍のヘリコプターがやってきて、ブン・ラッター一味の 3 人だけを探しているのであり、住民らは関係ない、ということを知らせていました。

しかし、私たちの娘はその前に撃たれてしまいました。

この事件の後、ブン・ラッターたちは活動をしておらず、紛争があった土地は、家はありますが、誰も住んでいないようです。

そこに住んでいた農民たちのほぼ全員である 2000 人くらいが DA に加入していたのですが、彼らもブン・ラッターたちとどこかへ行ったようです。

- (7) 娘の葬式のときに、政府の代表として軍人が来て、彼から今回の件に対する正式な賠償として 300 ドルと米 10 俵を渡されました。

クラティエ州の知事も葬式に参列しました。

本当は娘の百日法要を行いたいのですが、そのためのお金がありません。

- (8) 今回政府に対しては、本当に娘のことは残念ですが、怒っても娘は帰ってきません(母親が涙を流している)。

彼女は優しく、喧嘩などしたことがない子でした。

自宅で、私たちの仕事を手伝ってくれていました。

将来は、学校で勉強をしたいと言っていました。

紛争の土地にいたわけでもなく、家の中にいたのに死亡してしまい、本当に不公正だと思います。どうしてこのようなことが起きてしまったのか。もう何も言えないです。



## 2.クラティエ州 係争地周辺の現地視察

調査団は、上記事情聴き取りの後、問題となった係争地に近づこうと試みたが、アクセスが極めて難しく、車で入ることができないこと、係争地の入り口に軍が駐留していて、入口より中には入れない、との ADHOC 現地スタッフの情報があったために、現地に近づくのを断念した。この土地の先の路地を進んだところに係争地があるという。



日  
6 月 27

時 : 2012 年  
日 場

所 : ( Mean Chey Village, Srae Char Commune, Snoul District)

ここで近所の住民(女性・氏名不詳、50 代と思われる)に話を聞いた。その聴き取り内容は、以下のとおりである。

私の夫も、ブン・ラッター氏の行動に参加しました。ここが自宅であり、経済的コンセッションのされた問題の紛争地に居住したことはありませんが、ブン・ラッター氏によれば、運動に参加することによって土地を得ることができる、という話でした。

そこで昨年 11 月から半年間ブン・ラッター氏の動きに夫も加わっていました。夫は自発的に参加していました。

14 歳の女の子が殺された日のことを覚えています。1000 人以上と思われる軍がこの道を通っていくのを目撃しました。大変な人数でした。ヘリコプターも出動しました。住民側はこの時、身を守るために斧などは持っていたと思いますが、軍は重装備で、もちろん銃も持っていたので、太刀打ちできるような状況ではありませんでした。

私の夫は前日に家に戻ってきて、その日の朝は土地に行かず、ブン・ラッター氏と行動をともしなかったため、負傷などはしませんでした。

しかし、あの土地に住んでいた人達はこの騒動によって、土地から追い出されてしまってもうあの土地には住んでいません。軍が駐留していてもうあの土地には誰も入れない状況です。ブン・ラッター氏がどうしたかわかりません。

### 3. クラティエ州知事との面談

日時:2012年6月28日

場所:州政府事務所

出席者: クラティエ州知事、副事務局長 オンビザイ氏、行政局長 サイソパー氏

ヒューマンライツ・ナウの調査団は、ADHOC とともに、クラティエ州知事等との面談を行った。その際の状況は以下のとおりである。

【クラティエ州知事】

ADHOC とヒューマンライツ・ナウ(HRN)の皆様、調査に感謝します。

クラティエ州は人口約 30 万人、6 の District、<sup>54</sup>46 Commune、250 の村からなり、土地と森林が豊かです。

土地と森林資源が豊かであるので、45 の会社がこれまでに経済的コンセッションを受けてきました。クラティエ州の森林・農村については、環境省と農業省が管理しています。

土地に関しては三つの委員会があります。土地政策に関する委員会、これとは別に、経済コンセッションに関する委員会があり、国の農業省の監督下にあります。また、社会コンセッションに関する委員会もあり、こちらは国の国土省の監督下にあります。

クラティエ州では土地紛争が発生していますが、その原因のひとつは、近隣州の住民がクラティエ州に入ることにあります。これまでに、5000 世帯くらい、それ以外に個人が 20,000 人くらいが近隣から流入してきました。これらの人たちは経済的コンセッションをした土地に住みついたりしてトラブルを起こしている。しかし私たちは彼らを国民として取り扱っています。

例えば Prey Veng 州の住民が土地がないという場合、州に申し入れれば、クラティエ州に土地があるということで、社会的コンセッションのかたちで入ってくることもできます。しかし、今問題になっているのは、法的に手続きもなくクラティエ州に入ってきて、経済的コンセッションを受けた土地に住んでいる人々です。

スノール・ディストリクト(Snuol District)には 2008 年に 800 世帯がほかの州から移り住み、さらにどんどん増えて現在では 4000 世帯がいます。彼らは、経済コンセッションを受けた土地に住んでいて、それが紛争の原因になっています。

例えば、ある会社は、10 キロヘクタールの経済コンセッションを受けました。土地が広大ですので、年間 500~600 ヘクタールずつしか、開発できません。そこで、開発が進んでいない土地は、よそから来た住民が空地と思って占拠してしまうのです。

しかし、私たちはこうして土地を占有する人たちに対しては、紛争解決のための政策を持っています。

フン・セン首相の最近の命令により、経済的コンセッションを新たには行わないことになりました。現在、行っているのは、既に許可を受けた経済的コンセッションに関し、新しいプログラムを加えるこ

<sup>54</sup> 正確には、5つの郡と1つの市である。

<http://www.ncdd.gov.kh/en/resources/documents/district-and-provincial-data-books?start=3>

とです。

具体的にいうと、クラティエ州を10の地域をわけて、それぞれの地域について、王立法経大学、王立農業大学の学生合計10人にきてもらって、土地を調査し測量してもらっています。

こうして、違法な土地占有者に対して、その占有している土地を測量して法的な所有権を与えるというプログラムです。

つまり、政府は、違法に土地を占有した者が実際に住んでいる土地の範囲を測量して、法的な所有権を与えようと考えています。この手続きは6か月くらいかかります。

それができれば、行政を整備して、村をつくったり、コミューンを作ったりすることになります。

他方、カンボジアには多くのNGOがあり、3000のNGOが政府に登録しています。NGOは2つのグループに分かれていて、政府に反対するNGOと、政府と国民の橋渡しをするNGOに分かれています。

NGO法の制定に反対している団体も多いので、NGO法は制定されていない状況です。あるNGOが国民の勢力を得て政府の方針に反対しようという動きを示しました。

14歳の女の子が死んだ事件に関してですが、Democratic Association (DA) という団体が、その近隣の土地を住民たちに違法にわけようとしていました。

DAは、チュロン(Chhloung)郡のコンポンダムライ(Kampong Damrei)コミューンの4000世帯くらいが住む地域で、政府に変わって自分たちで行政の管理を自分でしようとしたことがわかりました。

土地の周囲にチェック・ポイントの小屋をつくって、政府と別に、行政をつくってしまった。DAは土地に介入しようとする警官や軍人を逮捕する等の行為に及びました。そのような行動は、アナーキーな行動であり、憲法、2001年土地法、森林法に違反するので、現在、州政府は彼らを逮捕する方針です。またDAは斧や鉄砲等の武器を使っていました。

そこで、政府と紛争になり、紛争の途中で一人の女性が死亡してしまいました。現在では、現場は普通の状態に戻りましたが、地元の住民は、大変喜んでいます。DAがいたころは、ポルポト時代のように苦しかったとみんな言っており、政府の対応に対して感謝しています。先月のコミューン選挙では、人民党は高い支持を得ています。

外からは人権侵害と言われるが、こうした背景があることをよく見てほしいと思います。土地問題については、フン・セン首相の政策として、全国に300人くらいスタッフを派遣して、クラティエ州だけでなく、経済コンセッションの紛争のある各州で住民に土地を与えるという政策を実施しています。そして6か月以内に終了する予定です。

【HRN】 住民に土地を与えるということであるが、法的な所有権を与えるという理解でよいか。

【知事】 占有している土地の広さを測量し地図をつくって「所有権証明書の端緒」というものをつくります。「所有権証明書」そのものではないが、同じ効力があり、土地を抵当権に入れることもできます。

【HRN】所有権の登記が実現するまでには時間がかかるのか。

【知事】所有権の登記の完了まで、6か月以内に終了させる。クラティエ州だけでなく全国で実現し

ます。政府全体で 1000 人くらいの人を派遣していて、データの測定、記入、地図の作成に関する研修も行っています。所有証明書は法律に基づいてつくります。

【HRN】カンボジアには個人の所有権と集団的所有権があるが、どちらの所有証明書を発行するのか。

【知事】個人の所有権です。

【HRN】経済的コンセッションのある土地はどうなるのですか。

【知事】例えば企業が 5000 ヘクタール経済コンセッションを受け、このうち住民との紛争が 1000 ヘクタールに及ぶ場合、この紛争のある土地については経済コンセッションを行いません。

【HRN】すべて紛争のある土地では、経済的コンセッションより住民を優先するという政策に転換するというのでいいのか。

【知事】紛争がある土地について、住民が住んでいる場合は、住民を優先します。

【HRN】既に追い出されてしまった人はどうするのですか。

【知事】追い出された人たちは元の土地には戻れません。アナキーなことは許されません。土地がない人は、政府に申し立てれば、社会コンセッションなどの方法で土地を分け与える方法があります。

【HRN】アナキーなことをしていないのに土地から追い出された人もいるのではないか。

【知事】州政府としてはそうした例は見たことがないし、追い出したことはありません。そういう人がいるなら政府に訴訟を起こすことができますが、実例を知りません。

【HRN】この土地政策はいつから出されているのですか。

【知事】2012 年 6 月 14 日から始まりました。しかし、クラティエ州ではブン・セン首相の政策によって、2 か月前から準備してきました。Sub Decree もあります。

【HRN】14 歳の女の子が殺害された際に、ブン・ラッターらを逮捕するために警察が出動するのはわかるのだが、軍も出動されたと聞いています。軍の出動に州は関与しているのですか。

【知事】ヘリコプターと軍人については州政府として派遣しました。

600 人の軍人が出動しました。ヘリコプターは「DA に騙されないように」と通告をするために行いました。土地の範囲は 2 万ヘクタールとして広いのです。しかし私たちの目的は DA の三人を逮捕するためでした。DA を逮捕しようとした際、DA と一緒に住民 300 人か 400 人がいました。その際、軍人は 30 人しかいませんでした。そこで追加で派遣したのです。

【HRN】カンボジアでは人を逮捕する際に軍を派遣するのはよくあることなのですか。

【知事】通常、逮捕するときは裁判所の令状に基づいて警察官だけで行います。

今回は、特別です。

【HRN】昨日、遺族にあつて話を聞いたところ、民家を挟んで軍と DA の間で、銃撃戦が行われたと聞きました。最終的には軍人によって 14 歳の女の子が射殺されたと聞いた。その認識は州も同じですか。

【知事】実際の状況は見に行っていないので、事実を確認できていません。しかし、事件の直後は、部下を派遣していて、ブン・ラッター氏は 300 人の住民とともにいて、軍人と衝突しました。その結果一人の女性が死亡しました。

カンボジアの国土省の制服が軍人の服に近いということがあります。住民の中には国土省の役人も軍人と誤解した人もいたかもしれません。

【HRN】州には軍を派遣する権限があるのですか。

【知事】州の軍を派遣しました。

【HRN】軍が民間人を含めた人々に攻撃をし、結果的に人が死亡したのは残念です。民間人攻撃はジュネーブ条約に違反します。今後はこのような民間人攻撃により人命を犠牲にするということをやめて平和的な解決をしてほしいと思います。

【知事】基本的に私たちも人命の犠牲を見たくありません。しかし、逮捕の執行として法に基づいて行ったのです。死亡の結果は意図的なものではありません。

しかし、私は、知事であると同時に、人民党の州における責任者でもあるので、国民の支持を得るために働く予定であり、住民の死亡という結果は起こしたくないという点では皆さんに同意します。

#### 4. クラティエ州地方裁判所長官との面談

日時: 2012年6月28日

場所: 州政府事務所

出席者: クラティエ州地方裁判所長官 Din Sivuthy 氏、同裁判所検察官

ヒューマンライツ・ナウの調査団は、ADHOC とともに、クラティエ州地方裁判所長官に面談した。面談には、同裁判所検察官も立ち会った。その際の状況は以下のとおりである。

【HRN】

カンボジアでは土地紛争が多く、経済的コンセッション等で農民が土地を奪われるという訴えがあり、クラティエ州では14歳の少女が殺害されるという事態も発生したので調査に来ました。カンボジアは日本の友好国であり、日本が民法・民事訴訟法の法整備支援もしてきました。土地問題が

法に基づいて適正に解決されることが重要だと考え、私たちは事実関係を調査しています。

【裁判所長官】

ADHOC、ヒューマンライツ・ナウ(HRN)の調査に感謝したい。

日本からの支援、特に教育、法整備支援に感謝したい。

カンボジアでは、日本の支援に基づく民法、民事訴訟法を適用しています。

私は裁判所長官という立場から、法律のことだけを話すことができ、政府の政策については一切コメントできません。

最近の経済コンセッションについて、政府は新しい政策を発表しました。

全国で係争中の土地の所有権を住民たちに与えるという政策です。

14歳の女性の話ですが、軍人は、みだりに民間人を殺しません。カンボジアでは人を簡単に殺すことはできません。しかも犠牲者は子どもです。私が答えられることはこれだけです。

【HRN】このケースに関連して質問であるが、ブン・ラッターに対する逮捕状はこの裁判所が出したのですか。

【裁判所長官】裁判所が逮捕状を出しました。しかし、フン・セン首相はラジオ等で放送した通り、自首・投降すれば罪に問わない、とアナウンスしていました。それ以上のことは私にはわかりません

【HRN】逮捕状に記載された容疑は何ですか。

【裁判官長官】ブン・ラッターたちのグループは勝手に行政管理権力をつくりました。地域に入ったり出たりするためにはブン・ラッターの許可を得る必要がありました。彼らは、4つのチェックポイントの小屋をつくり、従わない人は暴力を受けました。そして、カンボジア国憲法を認めない姿勢をとったのです。

【HRN】具体的にはなんという罪名ですか。

【裁判所長官】たくさんあります。ストライキに関する刑事犯罪。暴行罪、脅迫罪、扇動罪など。

ブン・ラッターたちはカンボジアの行政権力を認めず、勝手に村をつくって、村長になったのです。また、おかしい武器もつくりました。毒矢などを開発したりもしたのです。

そんなひどい行為をすることは思いませんでした。

ほかにも、勝手に国家の土地の森林を切ったという犯罪もあります。

森林法に97条6条に該当するのですが、私は、逮捕状にはこれは記載しませんでした。

なぜかといえば、それはカンボジア市民を罪に咎めるように思われるからです。ブン・ラッター氏は300人の住民と一緒に行動していましたし、今も一緒にいると考えられています。

【HRN】逮捕状が出されるにあたって、軍が出動され、ヘリコプターも出動しているが、裁判所はそれに関与しているのですか。

【裁判所長官】このことについては、私はわかりません。そうした設備や軍人は政府が出したものです。

いずれにしても、一つの国に二つの憲法があっては困ります。

ブン・ラッター氏は自ら行政権力を行使したのです。この州の人間でもないのに。憲法違反であり、政府はこうしたことを許しません。

日本でこういうことが起きたら、政府はどのような対応をするのですか。

【HRN】日本では、自衛隊は外敵から国を守るものであり、国民を取り締まることはありません。自衛隊が国民に銃を向けるということは許されません。

【裁判所長官】しかし、ブン・ラッター氏の犯したことは、日本では何罪に該当しますか。

【HRN】私たちは事実関係をすべて調査していないので、どのような犯罪に該当するかわからないのか、議論できません。そもそも、裁判所には、未だ証拠が提出されていないのに、裁判所がこの犯罪に該当する、ということを議論することは適切なこととは思えません。

【裁判所長官】ブン・ラッターは政府の行政権力を守りませんが、憲法違反ではないですか。

【HRN】日本の憲法上は民主的に選ばれた人が自治体の首長になりますが、それと異なる行動をしようとした人がいるとして、そのこと自体によって個人が刑事犯罪でただちに訴追されることはありません。

【裁判所長官】14歳の女性が殺害されたことについては非常に残念です。しかし、軍が意図的に女性を殺害したわけではありません。

【HRN】逮捕状の執行にあたって軍が出動され、その結果14歳の女性が殺害されたことについてどう思いますか。今後も逮捕状が出されるにあたって軍が出動されるような事態が続くとすれば、裁判所はそれを支持するのでしょうか、それとも反対の姿勢でしょうか。

【裁判所長官】回答できません。

【HRN】表現の自由、政治活動の自由がカンボジアでは保障されています。また、刑事裁判においては「疑わしきは被告人の利益に」という原則があります。仮に事が訴追された場合もこの原則に従って、ブン・ラッター氏の言い分をよく聞いて適正に判断していただきたい。

【裁判所長官】私としてはできる範囲で答えますが、答えられないことは答えられません。

【HRN】経済的コンセッションをする際に企業が強制的に住民を追い出すということがあると聞いており、軍が出動されることもあると聞いています。しかし、日本が支援した民事訴訟法によれば、明け渡しを求める判決が確定しない限りそのような自力執行は違法ではないかと思いますが、裁判所はどうお考えですか。

【裁判所長官】住民側は違法な占有をしました。はじめは、出稼ぎをするためにクラティエ州にきたのです。1000世帯くらいがきました。

しかし戸籍があれば政府は土地を住民にあげたはずであり、政府は頑張って解決しようとしてきました。私は法律について意見はありません。政府の方針に従います。

【HRN】しかし、法律の理解の問題として、占有そのものは保護されるというのが日本の考えですが、カンボジアでも同様な理解ではないのですか。

【裁判所長官】

裁判所は登記のある土地紛争にしか管轄がありません。

登記のない土地の紛争の管轄は国土管理省にあります。

経済的コンセッションは裁判所の管轄ではなく、州の管轄です。<sup>55</sup>

<sup>55</sup> 現実には司法は経済コンセッションに関して管轄権を有する。2001年土地法第55条2項によれば、裁判所は、コンセッション所有者が取引において規定された特別条項に従っていない場合、そのコンセッションを取り消すべきで

【HRN】再度確認したいが、カンボジアでは自力執行は違法ではないのですか。

【裁判所長官】クラティエ州では、経済的コンセッションを受けた土地に違法に住み始めた人達がたくさんいるので、政府が立ち退きを求めたのです。

【ADHOC】逮捕された5人について釈放するつもりはないのですか。

【裁判所長官】回答できません。

---

あると規定されている。

## 5. クラティエ州スノール郡 (Snoul District) の 3 村の住民と CIV 開発会社 (CIV Development) 等との間の土地紛争

クラティエ州スノール郡の 3 つの村の住民と CIV 社との間で土地紛争が続いている。 HRN の事実調査チームは、クラティエ州スノール郡にて、経済土地コンセッションの土地紛争に関し、逮捕された男性およびその親族へのインタビューを実施した。

聞き取り日： 2012 年 6 月 28 日

聞き取り対象者: Korng Horn (58 歳)

聞き取り場所: クラティエ州スノール郡 Mean Chey 村



被害者から聞き取った内容は、以下のとおりである。

### (1) 事案の背景

私の住むミンチェン村 (Mean Chey) と隣のチョウルン村 (Chul Rong) (には約 120 世帯が住んでいて、合計 350 ヘクタールほどの土地です。この土地は、CIV という会社が経済的コンセッションをし、住民たちとトラブルが発生しています。みんなが被害に遭って困っています。

私はここに 5 ヘクタールの土地をもっていて、米とジャガイモを耕作して生活していました。私たちは 1979 年から、ポルポト時代のあとからここに住み始め、私はこの土地を義理の母から相続しました。

CIV は、2008 年くらいからこの土地に来るようになりました。CIV の土地はこの土地の奥の森林地帯にあります。

彼らは、私たちに、出て行ってくれ、もうコメやジャガイモを育てるのを止めろ、と何度も言ってきましたが、私たちは出ていきませんでした。

CIV は最初はゴムを植えていましたが、しばらくして、私たちがジャガイモを植えているのを見て、じゃがいもも植えるようになりました。

勝手に私の畑からジャガイモを盗んで、自分の農地に植えるなどするようになりました。また、米をすべて掘り起こしてしまうなどの嫌がらせを受けました。私たちは彼らに対して害を与えるようなことをしたことはありません。しかし、CIV は私たちの土地に対する権利を侵害していきました。

私はジャガイモや米を取られた際に、村長にも、ディストリクトにも、州にも子のことを伝えて対処を求めましたが、その時は行政は何もしてくれませんでした。

## (2) 火事が発生した経緯

2011 年 2 月 2 日に、CIV のゴムの農地で火事が発生しました。私はこの火事には全く関係ありません。火事の原因はおそらく、ゴムを植えた場所をきちんときれいにせず、雑草が生え放題になっていて、その日は暑い日であったことが重なったためで、会社の管理不行き届きによるものだと思います。

私は火事に気付いて、子どもに「火事だ」と叫んで子どもと一緒に様子を見に行きました。すると現場には CIV の人間が 8 人くらいいました。

そこで、私はいきなり CIV の人間に銃撃されたのです。小さい子どもが 5 人くらい一緒にいるところでいきなり発砲されたので、私たちは逃げました。CIV のティン・ピエロンという男が私の足をねらって撃ちましたが、私は逃げたのであらず、怪我はしませんでした。私はこの火事の犯人だと疑われて撃たれたのです。火事はすぐに消し止められました。

この火事が起きたので、District の人も現場に見に来ました。私は彼に「火事の原因は暑さのせいだろう」と言ったところ、彼も同意していました。

## (3) 逮捕された経緯

ところがその翌日、2 月 3 日に私は逮捕されたのです。私は自分の子どもの家を訪問しようとしていて、家から 20 メートルくらい離れたところを歩いていた時に、CIV の会社の人間に逮捕され、彼らが私を District の警察署に連行しました。そして私は、2011 年 6 月 5 日まで約 4 か月勾留されていました。

私が逮捕されたので近隣住民が District の警察の前に集まり、警察に対して私の釈放を求めたのですが、警察官はたくさんの住民が来るのを見て、私を州 (Province) の警察の本部に送りました。住民も私についてこの警察本部まで一緒に来ました。しかし私は裁判所に連れて行かれ、その後監獄に入れられました。

そして、私は、国の財産を意図的に放火した罪に問われ、2 月 5 日には裁判が行われ、有罪判決が出てしまいました。そして私はクラティエの州の刑務所で 6 月まで投獄されていました。

## (4) 拷問・刑務所での待遇

逮捕されてから裁判までの間、電気ショックを受けました。この時のことはあまり話したくありません。腰のところに電気をあてられ、意識を失いました。起きた時には何が起きたかわからない状態でした。意識を回復した時に警察官に「何が起きたのですか」と聞きましたが、何も答えてくれませんでした。電気ショックは 3 回受けました。

自白をしろと迫られたことはありませんが、CIVに対して妨害をする人間が10人いるので、その名前を教えるように、と迫られました。私は、自分は知らない、知りたかったら自分で調べてくれ、と言って誰の名前も言いませんでした。また、蹴られたこともありました。

刑務所に入ってから、食べ物が多くなく、味もほとんどないので、大変でしたが、がんばって生きてきました。

#### (5) 釈放と釈放後の経緯

私は2011年6月に、牛を売って、お金に換えて1500ドルを知り合いに渡して、釈放されました。誰にお金を渡したかは言えません。

私が刑務所に入れられている間は、家族はじゃがいもの栽培はできませんでした。私の土地に鉄砲をもって立っている人がいたりして土地に近づくことも出来ませんでした。鉄砲を持っていたのはCIVの人間だと思います。

釈放された後は、土地には自由に出入りできる状況ですが、CIVから時々脅迫を受けました。CIVの人は「耕作をあなたが再開したらすべて掘り返してしまいます。先日の選挙では人民党が勝ちましたので、私たちの行動は容認されています。耕作しても無駄ですよ」と言うのです。私たちはこの話を村長にしたのですが、村長はCIVを呼んで「なぜ政党の話になるのですか」と言ってくれて、それからは脅迫がなくなりました。

しかしこういう状況ですので、未だに何も耕作できず、生活に困ってしまいました。そこで、他人に雇ってもらって1日1万リエルくらいをもらって生活している状況です。

#### (6) 今後について

つい最近、元知事が死亡しましたが、知事は死亡する前にこの家に来て、「あなたの土地はちゃんとあなたにあげます」と言いました。しかしその後知事は死んでしまいました。

最近、ラジオでフン・セン首相の命令を聞きました。それは、住民に土地を与えます、国民のほうが企業に優先します、という話でした。それを聞いて私は安心しました。

そして、地元の行政関係者も同じことを伝えに来ました。明日には私が持っている土地について測量が行われる予定で、測量した土地は私に正式にもらえることになっています。今後の手続きできちんと土地の権利が確定すれば耕作を再開したいと思っています

・今現在は普通に耕作できているのですか。

釈放した後は普通に土地をもらったが、ときどき会社から脅迫を受けました。

今は耕作はありませんが、また土地はちゃんともらっているかどうかは、今後の手続きによります。

## 6. プノンペン・ボレイケイラ村住民とファン・イメックス社の土地紛争 (Borei Keila's Residents and Phan Imex Company)

聞き取り日:2012年6月29日

聞き取り対象者:ボレイケイラの住民 (SOU EM・CHOM NGAN・YIN SRIN・SENG KUNTHEA・SORN TOUCH・LENG TOUCH・SOM NGIM・OUCH KORNG PINTH)

聞き取り場所:ボレイケイラ地域、社会的コンセッションにより建設された8棟のビルの一角 (階段部分)および敷地外にて



(土地を追い出された住民たち。社会的コンセッションの結果建設された8棟の建物への入居を認められず、建物の階段部分等で生活を余儀なくされている)。

- (1) ポル・ポト時代の後、1995年や1998年から、117世帯がボレイケイラに住み始めました。その中には、戸籍や住民票を持っている人もいますが、土地を登記した人や、所有証明書を持っている人はいませんでした。ボレイケイラでは、女性は、お菓子を売ったり、廃棄された瓶を拾ってきて売ったり、他の家の手伝いなどをしており、男性は豚肉を運んだり、工事現場で働くなどして生活していました。2000年からは、村やコミュニティを作り、警察も置かれ、住む権利があるという証明書もあります。

(2) 2003年にフン・セン首相が、ボレイケイラを開発するという命令を出しました。

私たちの土地は、全部で18haありましたが、そのうち、1776世帯が住んでいた4.6haについて社会的土地コンセッションが適用されました。

土地をもらった後、私たちは、家を建てるために建設会社を探しました。

その結果、住民たちの代表がファン・イメックス(Phan Imex)という会社を探してきて、代表者10人がこの会社と契約を結びました(添付資料4)

その契約の内容は、4.6haのうち、2.6haはファン・イメックスに一度渡し、残りの2haに、6階建てのアパートを10棟建てるというものでした。さらに、もし30ヶ月以内に10棟のビルを完成させなければ、会社が1000万リエルを支払うということも契約内容に含まれていました。

2ヘクタール 8棟のビル
2.6ヘクタール もともと住んでいた場所

(3) その後、2012年までの間に8つのビルが完成しました。他のビルが完成していないのに、お金は支払われていません。

しかし、私たちは、1月3日にそれまで住んでいた家を会社に壊されたので、ここに住み始めたのです。警察と軍人も来て、トラックで家を壊されました。

死亡した人はいませんでしたが、彼らは住民たちに蹴る・殴るといった暴行を加えたので、流産をした妊婦や、頭をケガした人などがいました(住民から提供を受けた、当時の警察等による住民に対する暴行等の様子は添付資料5の写真を参照)。

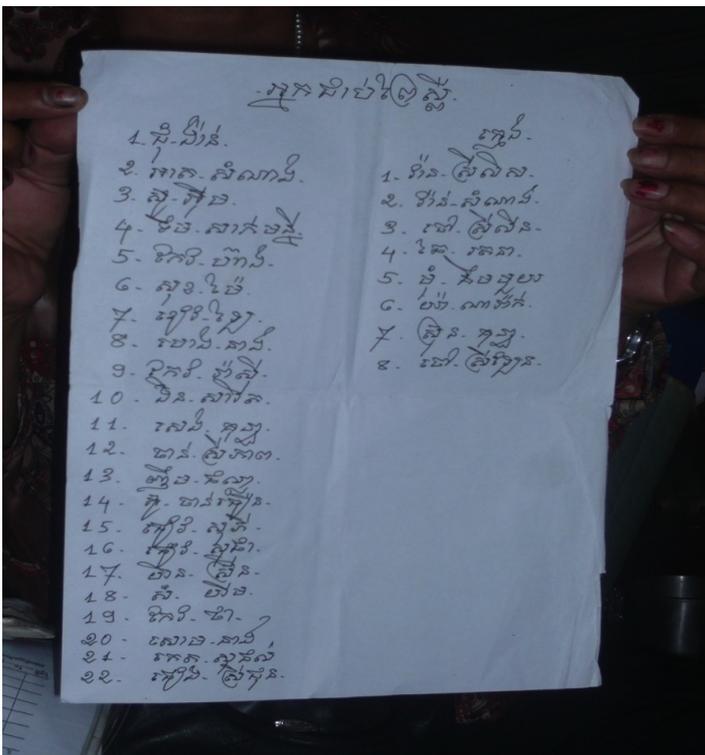


(立ち退き当時の写真で作成したバナーを広げる住民。使われている建設機械は日本製。)

さらに、女性1人を含む、全部で8人がプレイソー刑務所(Prey Sar Prison)へ送られました。女性の間もなく解放されましたが、他の7人は1ヶ月と14日後にようやく解放されました。

その後、2月2日に市役所の前で抗議運動をしたときに、政府と衝突し、子ども8人を含む全部で30人がプレイスプー施設(プノンペン)の社会施設)に強制的に連れて行かれました。ここからは、1週間後くらいに自力で逃げ出しました。この中は、どこにいても監視が付いており、食事もとても汚かったです。

私たちは、単に会社が契約内容を履行するように求めて、平和的な解決を求めていただけでしたが、このような仕打ちを受けたのです。



(逮捕された人々の氏名を記録したリスト)

(4) 会社と締結した契約では、ファン・イメックス社がアパートの建設費を出すことになっていました。

また会社は、私たちが渡した2.6haを第三者に売ったと聞きました。

アパート完成後、どこのアパートに住むかは、抽選で決めるはずでした。しかし実際には、アパートが建った後、住民の代表者たちは、お金のある人のみ移ってもいい、とか、もう少し待つように、などと言うようになりました。

今では、もともとボレイケイラの住民ではなかった人も、ファン・イメックス社と契約をした10人の代表者へお金を渡せば住むことができます。

また、8つ目のビルが完成した後、会社は倒産したと言って、残りのビルを建てることはできなく

なつたと言われました。本当に倒産したのかどうかは分かりません。

私たちは、現在、残りの2つのビルを建てるように要求しています。

私たちは現在、最近できた7つ目のビルの階段の下に住んでおり、警察と市役所の職員が追い出そうとします。

- (5) 私たちはその後も抗議活動を続け、6月26日に市役所に行ったところ、私たちがもともとボレイケイラの住民であることを証明する書類を出すように言われたため、一度家に帰りました。

その後、インターネット上に市長からのお知らせ(添付資料6)が載りました。<sup>56</sup>

そこには、私たち住民は会社に対して抗議をしたりするアナーキーであり、建てたアパートに住む資格はない、また、市役所が説明会など開いて交渉を求めても、住民はおそらくNGOなどに扇動されそれに応じようとせず、それは違法なのできちんと市役所の説明を聞くこと、さらに、正当な権利を有する住民には、もう既に権利を渡した、というようなことが書かれていました。これによると、アパートに住める権利をもっている人で、まだ移っていないのは、警察官の世帯、31世帯と一般市民である6世帯だけということでした。

お知らせには、自分は住む権利があると思う人は、ちゃんとした書類を持ってくれば、それを確認して、住む権利があると認められるのであれば相談に応じるとも書いてありました。

だから私たちは、また書類を持って市役所に行きましたが、市役所の人には相談に乗ってくれるどころか、話さえ聞いてくれませんでした。

- (6) 最近4つのNGOが、私たちはもともとのボレイケイラの住民ではないので、ここに住む権利がない、と言っているのです。日本やアメリカ、フランスの大使館に説明をしに行きましたが、大使館からの返事はもらっていません。

現在、アパートに入れずに残っているのは、117世帯です。

私たちは、今、ビルの周辺や、ビルの階段下に入りこんで生活しています。

私たちのここでの暮らしは、子どもが病気になったり、老人が大変な思いをしていたり、米もなかったりと、深刻な状況にあります。時々、上に住んでいる人達は上からごみを落として私たちに嫌がらせをします。

しかし、私たちは権利を証明する資料があるので怖くありません。

市役所の人たちは私たちの批判ばかりをしますが、私たちが本当にここに住む権利を持っていると認めてほしいです。



[legitimately-received-homes-3033.html](http://legitimately-received-homes-3033.html)



(人々が生活する場所。8棟の建物(右側)と、追い出された住民がやむなく住み始めたバラック・ゴミが散乱して衛生状態は極めて悪い。)

【居住の証明】私たちがこの地域に住んでいたことは証明できません。住民登録も選挙登録証明もありますし、賃貸借契約書もあります。



(次々に、居住を証明する書類を示して訴える住民たち。)

## 7. プノンペン・ボンコク湖 (Boeung Kak Lake) における土地紛争

### (1) ボンコク湖周辺住民からの聞き取り

ボンコク湖周辺の家屋に住民に集まっていただいて状況を聞き取り調査を実施した。

ボンコク湖のコミュニティ・リーダーたち 13 人が、5 月 22 日に逮捕され、5 月 24 日に有罪判決を受けて投獄されていたが、6 月 27 日に高裁判決があり、刑の執行が猶予されて釈放された。<sup>57</sup>聞き取り調査は、釈放されたばかりのコミュニティ・リーダーを中心に行われた。

聞き取り日: 2012 年 6 月 29 日午後

聞き取り対象者: ボンコク湖周辺住民

聞き取り場所: ボンコク湖周辺民家



#### 【土地居住の経緯・生活など】

私たちは、1979 年ポルポト時代が終わった後からこの土地に住み始めました。魚を取ったり、野菜をつくって売ったり、部屋を貸したりして生活していました。

湖は 90 ヘクタールあり、周辺は 43 ヘクタールあります。

4250 世帯がいて、10 個のコミュニオンがありました。

水上生活を送っていた人は 10% で周辺に住んでいた人が 90% である。

2006 年市長から、集団的所有権の登記をしてはどうか、と言われて、集団的登記の手続きを申請しました。現在手続中です。

<sup>57</sup> 不当な訴追の末、釈放を勝ち取った 13 人の女性を含む 15 人の不当弾圧の被害者のプロフィールは、以下を参照。<http://www.licadho-cambodia.org/reports.php?perm=167>

ここに住んでいたことについて証明するものとしては、選挙のカードや戸籍があります。  
2001年土地法上の平穩、公然などの5つの要件を満たして合法的に生活してきました。



(写真中央、Ms Tep Vanny インタビューで主に発言していた)

#### 【土地紛争の経緯】

ところが2007年に市長は、Shukaku Inc 社に土地を貸してしまいました。私たちは2006年に登記の申請をしたのに、市長は私たちが勝手に住んでいる、と言い始めました。私たちはショックだったが、2007年に市から「みなさんの土地を取り上げたりしない」という知らせが来たので、みんなもとの生活に戻ったのです。しかし、2008年から湖に砂が入れられ、2012年の正月には湖はすべて砂で埋め立てられてしまいました。

2011年9月16日、突然、行政がボンコク湖にきて、水上生活を送っていた人たちの家を壊し、砂で埋め立てました。村が砂に沈んでいきました。突然のことだったので、何も荷物ももてず、家も家財も全財産を置いて体だけ逃げてきた人たちがほとんどです。子どものための本も失われました。そして、一切の賠償もありませんでした。だから、周囲の人たちがお金を集めて、家を奪われた人たちのために家を建ててあげました。

しかし、こういうことがあっても、湖の周囲に住む人たちは、自分たちは大丈夫だと思っていました。湖がなくなったので収入は減ったけれど、お菓子を売ったりして生活していたので、生活することはできました。

しかし、今年に入り、市は突然、住民たちに、三つの選択肢がある、と連絡してきました。ひとつは7日以内に出ていくこと、もうひとつは、8000ドルの賠償を受けて、遠くにいくことです。しかし、その土地は250キロくらい離れていて、インフラもなく、学校も病院もない土地でした。そして、三つめの選択肢はここにどまって開発を続けることだ、というのです。

その後、鉄砲を持った人たちが私たちの家にやってきて「出ていきますか、賠償を受けますか」と私たちに詰め寄りました。暴力はふるわれませんでしたけれど、私たちは脅迫されたのです。まるでポルポト時代のように怖かったです。

経済的コンセッションを受けた会社が鉄砲をもった軍人を動員してそういうことをしたのだと思います。そうした仕打ちに、怖くなった人たちやあきらめてしまった人たちもいます。約 3000 世帯は 8000 ドルの賠償をもらって、ここから、出て行きました。

フン・セン首相は、794 世帯に対し、12.44 ヘクタールをわけると約束しましたが、その土地の測量が実現しないまま、今日に至っています。私たちのうち、631 世帯は所有証明書を取得したが、94 世帯は権利を否定されたままです。しかし私たちは 94 世帯を絶対に守り、一人も追い出されないように活動をしています。

#### 【抵抗運動に対する弾圧】

これまで、抵抗運動をした結果、住民は何度か不当逮捕を経験しました。しかしこれまでは留置所で一泊して、帰ってきました。ところが今回は違いました。今回、13 人の女性たちが、5 月 22 日に逮捕されて 6 月 27 日まで刑務所に入れられたのです。

私たちはこの日の朝、プレス・ミーティングを開いて、湖の中で土地を奪われた 18 世帯が、湖を埋め立てた砂地のところに立ち、プレスの前で私たちが与えられるべき土地の場所を示して、「もう一度ここに家を建てたい」と話しながら、自ら土地を測量をするデモンストレーションを行いました。30 人くらいの人が集まってきました。メディアでは、プノンペン・ポスト、カンボジア・デイリー、Free Asia が来ていました。

ところが、私たちはプレス・ミーティングが終わった後しばらくして、突然湖を埋め立てた砂地のところで逮捕されたのです。

自分たちはプレス・ミーティングをすると言って予め市に届けていました。しかし、私たちの行動を知って軍が大量に動員されて、私たちが逮捕されたのです。この最中ひどい暴力がふるわれ、おばあさんも体を押さえつけられて連行されました。



Ms. Nget Khun (逮捕時 72 歳・強制的に連行され、有罪判決を受けた)

#### 【第一審刑事裁判】

私たち 13 人は 5 月 22 日に逮捕されました。その 2 日後に裁判になりました。

裁判では、リカドの弁護士がついてくれました。弁護士が裁判のための準備期間をくださいと申請したのに、拒否されたと聞いています。私たちは弁護士と相談することも記録を見ることもできませんでした。

私たちの弁護士は、裁判で、私たちの側の証人尋問の申請をしましたが、裁判所は採用しません

でした。そのため、弁護士は「この場にいると不公正な裁判を承認したことになる」と考えて法廷から退廷しました。その後、弁護人なしで裁判は続けられたのです。

結局、会社側の証人だけが証言しましたが、証言したのは私たちに暴力をふるった人たちで、嘘ばかりつきました。

裁判官は一人で、公開法廷ではありませんでした。外には警察官が大量に動員されて裁判所を封鎖していて、村の人たちは傍聴できませんでした。

私たちの証人2人は裁判所にきていたのですが、警察官が法廷を封鎖してしまったので、裁判所に入れなかったのだと聞いています。そして、彼らは、裁判所の前で逮捕されてしまいました。

私たちは法廷で自分の言い分を話しましたが、会社にとって都合の悪い話を私たちが少しでもすると、裁判官は私たちの話をさえぎり、話をさせてくれませんでした。

法廷では、ハンマーをもって目隠しし、メジャーを手にした人物の写真が証拠で示されていて、これはお前だと言われました。しかし、それは私ではありません。

私は、「私ではない」とはっきり否定しました。顔を隠しているし、明らかに私ではないのです。ところが、これが最終的に、有罪を認定する証拠に使われました。この写真は私たちを有罪にするためにしくまれた証拠だと思います。

裁判の最後に、裁判所は、何も書いていない白い紙を私たちに渡して、「これに署名するように」と言ってきました。しかし、私たちは何も悪いことはしていないので、署名を拒否しました。裁判所は「これはあなたたちが法廷で話したことは間違いないということのための署名です」と言いましたが、紙には何も書かれておらず、白紙でした。ですから、私たちは署名しなかったのです。

するとすぐに判決になり、全員が有罪になり、懲役2年半と宣告されました。13人全員の裁判はたった3時間でした。

判決は仕組まれた計画的なものだと思いました。審理が終わってすぐに判決の紙が用意されて読み上げられていたので、計画されたものだと思っています。

#### 【刑務所】

私たちは判決の後、すぐに女子刑務所に入れられました。女子刑務所は15メートル×6メートルくらいの監獄に60人から100人くらい押し込められて、麻薬犯罪者や殺人を犯した人たちと一緒に詰め込まれました。狭くて眠れず、汚い水のシャワーを浴びました。伝染病にかかるのが怖かったし、今も心配です。

刑務所に入ると、私たちはまた、自白をするように言われました。カンボジアでは、自分はこの罪を犯しました、という看板を首にかけた写真を撮られます。

しかし、私たちは何も悪いことはしていないので、そうしたことを一切拒否しました。

刑務所の中だけでは私たち以外にも罪もないのにえん罪で刑務所に入れられていた人たちがたくさんいました。本当に深刻な問題で驚きました。私たちは出てこられたけれど、今も罪もないのに刑務所に入れられたまま、苦しんでいる人たちがいるのです。

彼女たちは私たちが釈放されることを伝えると、「ここでの状況をぜひ外にいる人たちに伝えてほしい」と訴えました。



Ms. Bov Sophea 「ほかにも不正義にあっている受刑者は数知れない」と語る。

彼女は、「妹が、第一審裁判に傍聴に訪れたところ、法廷を取り囲んだ治安部隊に暴行を受け、腹を蹴られて流産した」と訴えた。

【高裁判決】

高裁では、法廷は公開になり、アメリカやヨーロッパ、国連等、たくさんの国の人々が傍聴に来ました。法廷で裁判官は「自白したら刑が軽くなりますよ」などと言いましたが、私たちは自白をしませんでした。悪いことは何もしていないからです。私たちの側の証人は一人だけ認められました。法廷は午前中で終わり、刑が減刑されて釈放されました。

しかし、無罪ではありませんでした。私たちはまず、このような不当な有罪判決を取り消してほしいと思います。そして、不公正な判断をした裁判官を処分してほしい、私たちに暴力をふるった軍人を逮捕して、私たちに賠償してほしいと思います。



【経済土地コンセツ  
題について】

経済土地コンセ  
もそも法律上、State Private Land にしかできません。

シヨンの間  
ツシヨンはそ

この土地は、もともと国有公用地(State Public Land)でしたが、市長は、2008年に国有私用地

(State Private Land)に変えてしまいました。しかし、コンセッションは 2007 年になされたので、コンセッションは適法でないと私たちは考えています。

【解決について】

私たちはフン・セン首相の命令した、12.44 ヘクタールを住民に渡す、という案 (Sub Decree No.183) の実現を求めています。問題はそれが実現されないことです。

私たちは測量を求めています。そして、94 世帯が絶対に追い出されないことを求めているのです。

(2) 現地視察(6月29日)

ボンコク湖の現状。湖はほぼ埋め立てられており、湖としての自然環境は完全に破壊されている。



(3) リカド・スタッフからの聴き取り(6月30日)

【逮捕の経緯】

5月21日、12.44の範囲外とされた18世帯は、請願書を市に提出した。そして22日にメディアを呼ぶイベントを開催した。この18世帯に今回逮捕された13人は含まれていない。13人は村のコミュニティ・リーダーとして、村全体のために大変活発に活動してきた。

22日の7時半頃、メディアが集まる中で、18世帯は「ここに家を建てたい」と言って、埋め立てられた砂のうえにポールを立てるなどする儀式を行った。そばには SECURITY FORCE が取り囲んでおり、ポールなどはすぐに取り上げられてしまった。そのため、メディア・イベントも中止せざるを得なくなり、8時までにはすべて終わった。しばらくは人が残っていたが、だんだん減っていったが、13人は残って、砂の上でプロテスト・ソングを歌っていた。すると警察が来て盾で押さえつけようとしたため、女性たちがこれを押し戻したが、やがて警察に囲まれて暴力を振るわれた。そして暴力的に逮捕された。

78歳の女性も手足を掴まれて連行された。

### 【訴追・裁判】

5月22日市は15人を告訴したが、起訴されなかった2人は誰かよくわからない。

5月24日の朝5時に5人は裁判所に附けて行かれ、検察官と INVESTIGATIVE JUDGE によって3時間取り調べられてすぐに起訴され、ランチを挟んで午後2時に正式公判が開始された。刑事訴訟法48条で、弁護側の準備のため、期日延期を求めることができるが、何ら理由もなく、認められなかった。弁護側は記録をみせてほしいと言ったが、法廷が終わるまで見せてもらえなかった。さらに、証人の申請も裁判官によって拒絶された。警察と軍が裁判所を取り囲んで、弁護側が申請した2人の証人は裁判所に近づくことができず、逮捕された(この証人らは6月15日に保釈されたが、正式裁判の目途はたっていない)。

3人のセキユニティの責任者が証言をした。

そして5時には公判が集結し、懲役2年半に課された。

弁護側は判決後にはじめて公判記録を見ることができたが、ハンマーをもって目隠しし、メジャーを手にした人物の写真が証拠で示されていたが、これはこの周辺の家の壊し屋で、13人とは関係ない。彼らの有罪の根拠は土地の不法な占有と公共の秩序を乱した罪などである。

### 【控訴審】

傍聴したが、大変ショックを受けた。裁判官は「あなたたちが有罪でなければなぜ逮捕されたのですか」などと被告人に質問していて、刑事裁判の原則を全くわかっておらず、ショックだった。13人は無罪になった訳ではない。懲役刑が取り消されたわけでもなく、執行猶予となっただけである。控訴審は各国大使館が傍聴し、世界的な関心を集めた。日本大使館に傍聴を要請したが、日本大使館からは誰も傍聴に来なかったのは残念である。

### 【法的な問題点】

経済土地コンセッションは国有私用地(STATE PRIVATE LAND)にしかそもそも許されておらず、国有公用地(STATE PUBLIC LAND)は対象とならない。国有公用地の定義は定められていて、湖は国有公有地のはずである。それを2008年に国有私用地に転換してしまい、経済土地コンセッションを正当化しているが、経済土地コンセッションが2007年に許可された時点ではそもそも適法な要件を満たしていなかったこととなる。

法廷では裁判官も法律をすっかり混乱している始末であった。

## 8.カンボジア人権 NGO の反応

### (1) ADHOC との会合

日時:6月29日

出席者:ADHOC 事務局長ほか担当者

(HRN) フン・セン首相の最近の政策転換はどう考えればよいのか。

(ADHOC)カンボジアでは経済コンセッションの対象となる土地が増大しており、国民との利害の衝突が激しくなりつつある。国民から強い抗議があったため、政策を転換したのではない。

本気で所有権を住民に認めるのであれば良いことだと思うが、本当に正しく実施されるのかはまだ評価できない。

また、農業大学の学生・法律大学の大学生を集めて6か月で完成するというが、果たしてそれでよいかかわからない。さらに、集団的な所有をしてきた土地について個人所有で土地を切り分けることにより、特に少数民族については、民族的なアイデンティティがなくなるのではないかと懸念もある。

測量する人たちに賄賂をはらって権利のない人が土地を得る結果となり、例えば実際は70世帯しかいないのに90世帯で土地を分割し、ひとりひとりの土地が減らされる、というようなことになるのではないかと懸念している。

(HRN) クラティエでは実際に測量が始まるという話も聞いたが、プノンペンではそういう政策が実施されていないように思うが、なぜか。

(ADHOC) プノンペン土地が狭くて高く、かつ開発には有力者が多数関わっているため、簡単に開発している土地の一部を住民に渡せないという状況があるのではないかと懸念している。

州の経済的コンセッションは、土地が莫大で一部を農民に与えても打撃は少なく、かつ州の土地コンセッションについて利益が得られるまで時間がかかる。政府としては、利益が出るのに時間がかかるケースはそれほど重視していないのではないかと懸念している。

(HRN) プノンペンの経済的コンセッションに関わる企業について

(ADHOC) ボンコック湖は SHUKAKU という会社が経済コンセッションを受けている。

中国系の大企業であるが、役員や株主には、カンボジアの衆議院議員等、カンボジア人も含まれている。どちらがシェアが多いかわからない。ボンコック湖の開発のために世界銀行の支援があったが、支援したお金の返還を求められて、投資者たちは大変怒っていると聞いている。ボライケイラの建設を請け負った会社には有力者が後ろ盾についているという。

(HRN)ボライケイラの建設を請け負った会社は倒産したのか。

(ADHOC) 倒産したかどうかは不明。しかし、私から見れば、倒産したとは思えない。住民が半分以上の土地を引き渡したのであり、土地の値段も高いのであり、そんなに簡単に倒産するはずはない。

(HRN) 商業登記簿謄本によって会社の状況を確認することは難しいのか。

(ADHOC) カンボジアでは商業登記簿謄本の記載が正しいのか、わからないことが多い。情報公開がなされないケースもある。

## (2) LICADHO との会合

日時:2012年6月30日

出席者:LICADHO 事務局長他担当者

(HRN) HRN は土地の権利の問題についてカンボジアにくるたびに取り組んでほしいという要請を受けてきたが、今回カンボジアに土地問題の調査に来るのは初めてである。特に、立ち退きにとどまらず、土地紛争に関係して14歳の女の子が射殺されたり、軍による暴力的な制圧が増えていることから、事態を深刻と受け止めている。なぜ、最近になって、警察・軍が実力行為・人権侵害を行うケースがクローズアップされるようになってきたのか。

(LICADHO)

・経済的コンセッションについてリカドはずっと記録してきたが、これまでのすべての経済コンセッションの早計が2万ヘクタールであったが、昨年一年間に承認された経済的コンセッションは7000ヘクタールに及び、急速に増加している。当然、これに対して我慢の限界に達してデモをしたり抵抗する住民を増えたので、政府は強権を発動してデモを押さえこんでいる。

・5月7日に土地に関する新しい政策が発表された。これは、経済的コンセッションを中断し、住んでいる人に土地を与える、というもので、世論の強い抵抗を意識したものであるということが出来る。しかし、私たちはこれに非常に懐疑的である。なぜなら、5月7日の後に既に新たに7件の経済的コンセッションが承認されているからで、そのうち5つの森林のコンセッションである。

そして、数日前に大学生むけの土地の測量等に関する研修会が盛大に開催され、これから学生達は軍服のような服を着せられて、全国各地に測量に行くことになっている。この測量の結果所有権を住民が得られるか、登記までできるかどうかは不明。証明書の発効だけかもしれない。また、土地は5ヘクタールに限られるという話を聞いており、問題が多い。また、先住民の土地は集団所有であったのに、今回の方針では個別に5ヘクタールが与えられることになり、先住民の文化を損なう危険性もある。

・今問題なのは、耕作地の経営と使用に関する法律案だ。FAOの支援によって起草されている。ここには農業用の土地のリースに関する規定があるが、経済コンセッションにおいては必要とされていた各種の要件・制限すらすべて撤廃され、農業用の土地のリースができるようにされていて、経済的コンセッションがなくなっても、この法律を使って、農民が長年交錯してきた土地を勝手に企業にリースしてプランテーションなどを実現することが可能になっている。この法案がどのような段階にあるのか、情報が開示されておらずわからない。農林省の管轄であるが、閣僚評議会に提出され、法案の概要が明るみに出るところになってからこれを改正したり廃案にしようとしてもなかなか難しい。そこで、この段階から意見を表明していく必要がある。

・日本は中国、EUに次ぐカンボジアに対する主要援助国であるが、人権についてはなかなか発言をしない。また、日本大使館は日本のNGOと話をすることはあってもカンボジアの市民社会と対話

を持とうとしない。日本がその影響力をもっと行使して人権問題の解決に役割を果たしてくれることを期待している。

## 第5 現地調査後も続く人権活動家への脅迫

ヒューマンライツ・ナウの現地調査の最中、調査団は、フン・セン首相の土地に関する新しい政策が発表された、との説明をしばしば聞かされた。

しかしながら、その後、カンボジア政府が、これまでの強権的な態度を改めたのか、という点では甚だ疑問であり、深刻な懸念が残る。

特にクラティエ州の少女殺害に関連して、カンボジア政府は、民間人殺害の原因を徹底究明して、再発防止に努めるのではなく、関連した人権活動家、社会活動家を弾圧する傾向を強めている。

まず、2012年7月15日には、Democrat Associationの代表で、独立系のラジオBeehive Radioのディレクターである Mam Sonando氏が、20名ほどの警察によって自宅で逮捕された。容疑は、クラティエ州における分離独立運動を主導したことだとされている。

彼は現在、プノンペンのPrey Sar Prisonに収容されている。Mam Sonando氏は、土地に対する住民の権利の視点から政府に批判的な発言を行ってきた人物であり、同氏の活動、表現の自由の行使への弾圧の意図による逮捕の危険性が高いと考えられる。<sup>58</sup>

さらに、2012年8月14日付のADHOCのステートメントによれば、人権NGO ADHOCの上級調査員であり、人権モニタリングセクションの副代表であるChan Soveth氏に対し、プノンペンの裁判所は、カンボジア刑法544条により「重罪犯罪をほう助した罪」に問われて、8月24日にプノンペン地方裁判所に召喚されている。クラティエ州での分離独立運動をほう助したことが罪に問われていると考えられているが、土地を求めて抗議活動をしてきた住民に対し人権擁護団体として援助することが犯罪のほう助として弾圧の対象となるのは極めて問題である。

長い歴史を通じ、ADHOCは非暴力的な人権擁護活動を展開し、政府とも対話を続けてきたものであり、暴力行為とは無関係の活動を続けてきた。

カンボジアの人権NGOは、こうした動きを、人権活動家に対する最も深刻な威迫行為として厳しく非難している。<sup>59</sup>

## 第6 事実調査の結果

### 1. クラティエ州における Casotim 社と Broma 村住民の土地紛争及び 14 歳の少女の殺害事件

#### (1) 民間人・民用物への攻撃と少女殺害について

本件事情聴取から明らかになったことは、第一に、

1) 被害者の自宅民家を挟んで、軍が住民たちと対峙し、民家を避けることなく無差別の発砲行為を行う銃撃戦を展開していたこと

2) 被害者の女の子は、一切この紛争に参加することなく、自宅にいたにも関わらず、軍の自宅へ

<sup>58</sup> CCHR, Briefing Note, [http://www.ifex.org/cambodia/2012/08/03/cambodia\\_cchr\\_mamsonando.pdf](http://www.ifex.org/cambodia/2012/08/03/cambodia_cchr_mamsonando.pdf)

<sup>59</sup> <http://www.licadho-cambodia.org/pressrelease.php?perm=289>

の発砲の銃弾を受けて殺害されたこと  
である。

被害者の遺族の証言は信憑性が高く、虚偽の供述をする理由は一切見当らなかった。

単なる民家である被害者宅に向けて発砲し、その結果、何の罪もない少女を殺害したことは、自由権規約 6 条に違反する重大な人権侵害行為である。

そもそも軍による民用物への攻撃は、ジュネーブ第四条約により紛争時であっても禁止されている行為であり、到底許されるものではない。

州は、銃撃戦が、ブン・ラッター等の逮捕を目的とし、民間人を狙ったものではないとし、その旨の警告を与えていた、と主張している。しかし、遺族の証言によれば、そのような警告は、少女が銃撃された後にはじめてなされたという。

民用物への攻撃に先立って、民間人に対する予備的警告がなされなかった。州の行為は違法であり、州は、少女の殺害に責任を負う。

## (2) 住民への銃撃について

第二に、軍が、DA 率いる住民たちに対して、銃撃戦をしかけていたものであることは、遺族の証言からも明らかである。

州は、銃撃戦が、ブン・ラッター等の逮捕を目的とし、民間人を狙ったものではないとする。しかし、本来逮捕が目的であれば、軍が出動する正当性・必要性は認められない。まして、銃を用いて、民家を挟んで向こう側にいる住民の集団に無差別の発砲を行うことは、逮捕行為にあたっての有形力の行使として明らかに必要性・相当性を逸脱している。

証言から、住民たちは、自分の身を守るために前近代的な武器を手にしていただろう可能性はあるといえ、近代的な銃等の武器で武装していたとの情報はない。

このような状況下で、民間人を死傷させる可能性のある銃撃行為を行うのは、明らかに行き過ぎた有形力の行為である。

また、前述のとおり、住民に対する銃撃戦の開始前に、予備的警告はなされていない。

## (3) 強制立ち退きの違法について

第三に、軍・警察による一連の有形力の行使の結果、農民たちは土地を奪われた。

現在土地は軍によって占拠され、住民たちは近づくことができない。このプロセスは、不法な強制立ち退きを禁止する国連社会権規約に違反し、居住に対する権利を奪ったものである。<sup>60</sup>

## (4) 第四に、そもそも経済的コンセッションの合法性に重大な問題がある。

2001 年土地法 58 条は、コンセッションの対象は国有使用地(state private land)でなければならぬとし、59 条は、いずれのコンセッションも、10000 ヘクタールを超えるものであってはならないと定めている。

そして、カンボジアの経済的土地コンセッションに関する 2005 年 12 月 27 日付省令(Sub Decree on Economic Land Concessions)の第 4 条には、経済的土地コンセッションを実施するためには以下の 5 つの条件を満たす必要があると明記されている。

<sup>60</sup> ADHOC “STATEMENT: Cambodian Authorities Must Put an End to the Cycle of Violence Related to Land and Natural Resources Rights,” May 17, 2012, <<http://adhoc-cambodia.org/?p=1602>>

- (a) 土地は、登記された、国有私用地(state private land)でなければならない。
- (b) 土地利用計画が採択され、その土地利用が計画と一致するものでなければならない。
- (c) 環境や社会インパクトに関する事前アセスメントが完了していなければならない。
- (d) 土地について、法的枠組みとプロセスに従ったかたちで、土地を利用する住民の再定住が解決している必要がある。<sup>61</sup> 非自発的な土地移転は禁止され、使用地へのアクセスは尊重されなければならない。
- (e) 近隣住民や地方の自治体との公的な協議が実施されなければならない。

しかしながら、本件においては、上限を超える 15,000 ヘクタールがコンセッションの対象となっている。また、事前アセスメントや住民との公正な協議が行われた形跡がない。

経済的コンセッションが法律に従うことなく実施されている状況が認められ、こうした状況下で、立ち退きを行う合法的な基盤が欠けている。

## 2. クラティエ州 Snuol District における CIV 社との土地紛争

### (1) 拷問

本件において、被害者の供述等から明らかになったことは、第一に、被害者が、逮捕後の警察による取調べ中に、3回の電気ショックや蹴るといった暴行を受けていることである。これは明らかに拷問禁止条約に違反する拷問行為が行われたものであり、深刻な問題である。

### (2) 公正な裁判を受ける権利

第二に、本件では、そもそも被害者の男性に十分な犯罪の嫌疑もないまま、企業の言い分に基づいて逮捕・拘束された。そして、逮捕の二日後には裁判が行われ、即日で有罪判決が下されている。十分な準備も防御も出来ないまま裁判で即決で有罪にしたものであり、公正な裁判を受ける権利(自由権規約 14 条)が保障されていない。

### (3) 経済的コンセッションの問題

第三に、本件においても、長らく土地に住み、占有を続けてきた住民の土地が、アセスメントや住民との協議もないまま経済的コンセッションの対象となっている。

立ち退きの対象とはなっていないとしても、住民の居住権・プライバシーに関する権利が著しく侵害されている。

## 3. ボレイケイラ村住民とファン・イメックス社の土地紛争

### (1) 強制立ち退きの違法

第一に、住民からの聴き取りや当時の写真等から、ボレイケイラ地区に事前警告なく警察と軍が動員され、住民を強制立ち退きさせたこと、その際に人々の家を破壊し、人々に暴行を加えたことが認められる。不法な強制立ち退きを禁止する国連社会権規約に違反し、住民の居住権・プライバシ

---

<sup>61</sup> In other words, resettlement must be accompanied by fair and just compensation, and resettlement sites must provide relocated persons with an adequate standard of living.

一に関する権利を著しく侵害していることは明らかである。

本件では、警察や軍人は事前の警告もなく、ある日突然、強制立ち退きを実力で迫り、かつトラックで強制的に家を壊し、かつ、抵抗する住民らに対して暴行を加え、逮捕するという、住民の人権を著しく無視する方法をとった。また、軍・警察は、住民たちに蹴る・殴るといった暴行を加え、流産をした妊婦や、頭を負傷した者も出たという。

不法な有形力の行使であり、深刻な人権侵害である。

#### (2) 社会的コンセッションに関する契約違反

第二に、住民からの事情聴取および住民から入手した契約書に照らせば、ファン・イメックス社に明らかな契約違反が認められる。

住民らは社会的コンセッションに基づき、今後の住居の完成を待っていた。しかし、会社は、約束した個数の建物を完成せず、住民たちは入居できる場所がないまま待たされている状況であった。契約に違反したのはファン・イメックス社側であり、住民側に立ち退きを甘受しなければならない理由は見当たらない。

#### (3) 適正手続の欠如

第三に、立ち退きにあたって裁判所の明渡を求める確定判決等は一切ない。カンボジアにおいては、自力執行が禁止され、立ち退きは、裁判所の確定判決に基づいてなされなければならないが、そのような手続きは全て没却されている。

ところが、このような私人による違法な自力執行を警察と軍が援助して、民間人に暴力をふるい強制立ち退きさせているのである。

#### (4) 占有権の無視

第四に、本件立ち退きにあたっては、住民たちの占有権が全く尊重されていない。

住民らは、調査団に対し、居住を証明する各種資料を提示した。これら資料と証言によれば、住民は長きにわたり、ボライケイラに住み続けた占有権を有すると認められる。

ところが、住民たちが、立ち退き後、自らがボレイケイラに住む権利を有していることを説明するために、必要書類とされたものを持参してプノンペン市役所に話し合いを求めたにも関わらず、市役所側が住民らの言い分を十分に吟味・検討することもなく、彼らには住む権利がない、と一方的に決めつけた。

しかし、十分な調査もせずに、そのような結論を出すことは、カンボジア国内法で認められた占有権を無視し、彼らの居住権を侵害するものにほかならない。

#### (5) 超法規的逮捕・拘禁

第五に、住民たちは、立ち退き当日や、その後市役所前にて抗議運動をした際に、超法規的に逮捕・拘束された。住民たちは平和的な抗議活動を行ってきた無抵抗な市民であり、逮捕された者の中には、子どもも含まれていた。彼らは何らの司法審査も受けることなく、拘束されたものであり、明らかに恣意的拘禁に該当する。

#### (6) 居住権侵害

第六に、強制立ち退きを敢行したファン・イメックス社は何ら代替地を提供していない。住民たち

は、行き場を失い、建設された建物周辺の土地にバラックを建てたり、建設された建物の階段部分を占拠するかたちで、生活することを余儀なくされている。その生活環境は、極めて劣悪なであり、住居に関する国際基準を明らかに満たしていない。

#### 4. プノンペン・ボンコク湖における土地紛争

##### (1) 土地に対する権利の無視と強制的な立ち退き

住民たちは、長年にわたり、ボンコク湖周辺に住み続けてきたもので、その居住は正当な保護に値する。

ところが、経済的コンセッションにより、事前の協議もなく、代替地の提供されないまま、強制的な立ち退きを余儀なくされ、湖に住んでいた住民は家を奪われた。

湖の住民は突然の立ち退きに、何も荷物ももてず、家も家財も全財産を置いて体だけ逃げてきたというのであり、賠償も一切されなかった。さらに市は、周辺の土地の住民について、立ち退きに代わる補償を提示したが、その条件は、十分なものとは評価できず、さらに、住民らに対し、鉄砲を用いて脅かすという方法を用いる等、適切な協議方法が取られたとは認めがたい。こうした行為は、強制立ち退きを禁止する国連社会権規約に違反し、居住に対する権利を奪ったものである。

##### (2) 経済的コンセッションについて

そもそも、本件における経済的コンセッションは合法と認めがたい。

2001年土地法第15条によると、自然湖は国有公用地に分類される。2001年土地法58条は、コンセッションの対象は国有私用地(state private land)に限られるとする。

また、法令「国家公的財産と公共団体の再分類に関する業務規程(Rules and Procedures on Reclassification of State Public Properties and Public Entities)」第3章(「国有財産の賃貸」)の第16条および第18条によると、国有公用地の賃貸は(a)15年を超えてはならず、(b)財産に損傷を与えたり、その財産によって公的サービスが供給される場合、その性質を変えたりしてはならないとされている。

そこで、第一に、明らかに国有公用地の定義に当てはまる Boeung Kak Lake は少なくとも15年以上貸し出されてはならないはずである。第二に、湖の90ヘクタール中80ヘクタールの埋め立てがなされれば、湖が損なわれ、その機能が変わることに疑問の余地がない。さらに、経済的コンセッションに求められる、事前アセスメントや住民との公正な協議が行われた形跡もない。Shukaku Inc に与えられた経済的コンセッションは2001年土地法の規定に違反し、違法である。

##### (3) 政令違反

2011年にフン・セン首相は政令(Sub Decree)を公表し、BKL周辺の12.44ヘクタールの土地については住民の権利が帰属すると決定した。

ところが、政府も市も、土地のうちどの部分が12.44ヘクタールに当たるのかを明確にせず、住民が境界線の確定を求めているのにこれに応じない。明らかな政令違反である。

##### (4) 2012年5月12日の不当逮捕とその後の暴力

そして2012年5月には、一部の住民がもといいた土地上で抗議のために歌を歌っていたところ、武装した大量の軍が、無抵抗の住民(その多くは女性)にむかって、過剰な有形力を行使し、老婆の手足を持って連行する等の暴力行為に及んだ。

そして、女性たちが、2001年土地法第34条及び259条(「不法占拠」)、及び刑法第504条(公務執行妨害罪)で逮捕されるに至っている。

13人の裁判を傍聴しようとした25歳の妊娠中の女性は治安部隊に腹部を蹴られて流産を余儀なくされた。

権利を認められた住民に対し、「不法立ち退き」を理由に逮捕しており、逮捕は明らかに不当である恣意的拘禁を禁止する自由権規約に明らかに違反している。

また、武力を用いて、国民の正当な表現活動を弾圧した行為は、カンボジア国憲法第41条及び自由権規約に保障されている表現の自由に対する重大な侵害である。そして、市民に対する有形力の行為を正当化する理由は何ら存在せず、許されない人権侵害である。

#### (5) 公正な裁判を受ける権利の侵害

13人の住民たちは逮捕直後に起訴され、有罪判決を受けた。

- 1) 逮捕の48時間後に公判が開催されて
- 2) 弁護人の要求にも関わらず、事前に証拠が開示されず、記録へのアクセスが認められず、
- 3) 公判の十分な準備期間を求めて弁護人が期日の延期をしたにもかかわらずこれが認められず、弁護士は依頼人との協議および準備の機会(カンボジア刑事訴訟法 *Cambodia's Code of Criminal Procedure* 第48条及び304条により保障されている)<sup>62</sup>を奪われ
- 4) 弁護側の証人の申請がすべて否定され、
- 5) 公判は非公開のうちに行われ、
- 6) 弁護人は不公正な裁判の進め方に抗議して退廷したが、裁判所はその後弁護人抜きで裁判を進め、
- 7) 一日で判決に至り、結果として長期懲役の有罪判決が下された。
- 8) 高裁判決は執行猶予を与えただけであり、第一審の手続違反を何ら是正していない。

こうした手続は明らかに公正な裁判を受ける権利と弁護人選任権、適正手続を保障した、自由権規約14条およびカンボジア刑事訴訟法に明らかに違反している。

## 5 全般的な課題

### (1) 土地に対する住民の権利の脆弱性

既述の通り、カンボジア憲法は、国民の土地に対する権利を保障し、2001年施行の2001年土地法によれば、公布以前に(2001年土地法第30条第2項)、明白、平穩、公然、継続、善意という要件を充たした占有(同第38条第1項)を5年以上継続した(同第30条第1項)者には、確定所有権が与えなければならない。

しかしながら、2001年土地法に基づく登記作業が大幅に遅延したまま、本来所有権が認められ

<sup>62</sup> “Joint Statement Condemning Baseless Convictions and Violence Against Human Rights Defenders” (May 24, 2012)

るべき住民の所有権登記がなされない状況が続き、脆弱な立場に置かれているのが現状である。<sup>63</sup>

このように、国の登記手続が遅延しているために、実体的には所有権が認められてしかるべき住民の権利が認められず、立ち退きの対象となっているのが現状である。

国が、土地に対する住民の権利を速やかに確保する措置を取ることが必要である。

## (2) 占有権の保護

ア 既述の通り、2011年に施行されたカンボジア民法上、占有権は物権の一つであり、占有権は、それ自体が保護の対象である。

ところが、今回視察したカンボジア土地紛争のすべてを通じて、占有権それ自体が保護されるべき権利であるということが見過ごされていた。

イ カンボジア民法 227 条では、第 1 項にて、「占有とは、物を所持することをいう」と定め、第 2 項にて、「所持は、(中略)物を事実上支配している状態をいう」と定めている。

そして占有権に対する侵害に対しては、占有権に基づく占有保護請求権が認められている(民法 236 条～241 条)。

以上のとおり、民法に基づき、占有権について正当な保護が与えられるべきことは法律上明らかである(土地法 29 条 2 項との関係については第 2,2 を参照)。

ところが、こうした民法の規定は一切無視され、占有権が国家や私企業によって踏みにじられていた。

ウ 特に、カンボジアにおいては特別の占有権が認められ、特別の保護が認められている。本件の視察中インタビューをした多くの市民が土地法施行よりはるかに前から占有を開始していた、と述べているにも関わらず、彼らの占有が特別の占有権として保護されているという事実は全くなく、特別の占有権制度に基づく救済を得られていない。特別な占有権制度による保護も十分に定着しておらず、本来保護されるべき占有者の権利が踏みにじられている状況が明らかになった。

エ 以上の法的な権利性に加えて、カンボジアでは、土地所有の権利関係が一度完全に崩壊しているという特殊事情がある。

ポルポト時代には国民が強制移住させられ、それまで住んでいる土地を追われてしまった。現在多くの国民は今住んでいる土地にポルポト時代以降移り住んできている。

そもそも国民は、ポルポト支配等の歴史的背景から土地所有権を当然に手に入れることができる状況にはなく、占有権をようやく手にすることができるだけだった。

そして法整備や登記制度の普及の遅延により、占有権から所有権への移行も十分に実現しておらず、占有権の証明書や登記という制度も普及していない。

住民が土地に対する権利を確保できずに今日に至っているのは、こうした歴史的状況と政府の土地政策の懈怠によるものであるのに、その責任を国民に負わせ、「不法占有」として不利益を課したり処罰することは著しく不当である。

<sup>63</sup> 民法 135 条は不動産に関する合意による所有権の移転については、登記をしなければ効力を生じない旨規定しているが、特別の占有権に基づく確定所有権の取得は合意による所有権移転ではないので民法 135 条の適用はない。

カンボジアの特殊事情を十分考慮し、住民の占有権を尊重することが必要である。

### (3) 執行手続上の問題点

法治国家においては、権利関係の確定は裁判などの法的手段によるべきであり、その権利関係が確定するまでは強制的な追い出しなどの自力執行は許されない。また、権利関係が確定した後も所定の法的手続きによってなされるべきである。

2001年土地法35条は、権限ある当局のみが国または公共機関を代表して土地からの強制退去をすることができ、私人には平穏な占有者を強制退去する権限がなく、裁判所による判断がない限り立ち退きが許されないと規定している。

ところが、本件のいずれの事案においても、そのような手続きは全て没却されており、確定判決等は存在しない。私人による違法な自力執行を警察と軍が援助して、暴力的な強制立ち退きが敢行されている。

### (4) 経済的コンセッションの問題

2001年土地法や政令により、経済的コンセッションについてはセーフガードのための条件が定められている。ところが、現実にはこうした法が全く無視され、事前アセスメントや住民との協議もなく、また条件に合致しない事例でも、政府によって経済的コンセッションが認可されている実態が認められた。

フン・セン首相の最近の政令により、経済的コンセッションはいったん停止し、経済的コンセッションよりも住民の権利を優先する政策が打ち出されたが、少なくともボンコク湖のケースでは、現場でこうした政策が実施されていないことが明らかである。

他方、政府は、耕作地の経営と使用に関する法律案(Cambodia's Draft Law on the Management and Use of Agricultural Land)の起草を進めている。

NGOは、この法案について、2001年土地法上認められてきた面積の上限や、環境アセスメント、事前の協議などの規制が全くなく、経済的コンセッションよりはるかに安易に賃貸が認められる危険性があると批判している。<sup>64</sup>

仮に経済的コンセッションが規制されるとしても、このような新たな法律により、農民の土地を奪う根拠法令が提供されるとすれば、問題は解決するどころか悪化する危険性すらある。

### (5) 強制立ち退き・住民に対する有形力の行使について

聴き取りを行った事案で共通して判明したのは、住民との協議や事前アセスメント、さらには事前告知もないまま、かつ、適切な補償もされないまま、ある日突然、軍・警察によって極めて乱暴な強制立ち退きと家屋破壊、財産の侵害が行われていることである。

社会権規約により保障される居住権は、強制立ち退きを原則として禁止するものであり、強制立ち退きは、1) 影響を受ける住民に対する事前協議と立ち退きに代わる案の追求、2) 立ち退きの合理性と均衡性、適切な補償の権利の保障、3) 裁判所の令状等の法的手続きの履行、4) 立ち退きに先立つ住民との協議と事前告知等の手続保障、5) 立ち退きにより家を失う脆弱な者が発生する事を避けるための住居・代替地の保障などが必要とされている(社会権規約一般的見解4,7)。

<sup>64</sup> [http://www.licadho-cambodia.org/collection/14/agricultural\\_land\\_management\\_law](http://www.licadho-cambodia.org/collection/14/agricultural_land_management_law)

本件においては、こうした権利がことごとく踏みにじられている。

そして、こうした強制立ち退きに対して、平和的な抗議を行った住民たちが弾圧され、暴行を受け、逮捕されるに至っている。正当な表現行為、抗議活動に対する逮捕や有形力の行為は、表現・集会の自由に対する侵害であることは明らかである(自由権規約 19 条等)。

#### (6) 司法の独立に関する深刻な懸念

クラティエの事案では、裁判所による逮捕令状の執行にあたり、州が軍を派遣している。逮捕状の執行にあたって警察・軍が派遣された経緯について、聴き取り調査では州の判断であるとされている。しかしながら、逮捕状の執行にあたって軍が派遣されて有形力の行使が許可され、その結果として死傷の結果が出ることは逮捕状執行の想定外の事態である。

ところが、裁判所がこれに抗議した形跡は認められない。また、HRN はクラティエの裁判所に対し、確定判決を得ない強制執行や、逮捕状執行にあたっての軍の派遣についての見解を尋ねたが、「何も答えられない」「政府に従います」との回答しか得られなかった。

司法の独立が欠如し、行政の違法性をコントロールすべき司法の役割が発揮されているとは到底言えない状況である。

#### (7) 被疑者・被告人の 刑事手続上の権利および公正な刑事裁判を受ける権利の侵害

クラティエの裁判所は、逮捕状執行の対象となったブン・ラッター等に対する有罪の心証を明確に調査団に示した。逮捕状執行がなされたとしても、被疑者に対する無罪推定原則が貫かれなければならないが、そうした観点は完全に没却されており、裁判の公正が保障されているとは到底言えない事態が認められた。

CIV 社に関わる事案では、電気ショックと言う残虐な拷問手段が用いられた挙句、即決の有罪判決が下されており、ボライケイラの事案では、超法規的拘禁がなされた。

そして、ボンコック湖の裁判については、国内法、国際人権法上の数多くの手続保障を無視して、即決裁判が下されている。被疑者・被告人の公正な裁判を受ける手続保障は全くなされていない。

拷問、恣意的拘禁を禁止し、公正な裁判を受ける権利を保障する国際人権法(自由権規約 7 条、9 条、14 条)に対する重大な違反が常態化していることがうかがわれる。

#### (8) 人権活動家に対する攻撃

今回の調査対象となったすべての事件において、土地を守るために立ち上がり、平和的な抗議活動を続けてきた住民や住民の立場を守るために活動する人権擁護団体、社会活動家が、直接的な国家による暴力の対象とされ、また、逮捕・勾留・訴追されている。

そして、調査団の調査後も、ADHOC の Chan Soveth 氏や、Democratic Association の Mam Sonando 氏が逮捕・訴追されている。

市民の土地に対する権利を守る活動の最前線に立つ人権・社会活動家に対するこうした不当な訴追は、人権活動家に対する最悪の形態の脅迫・攻撃である。

カンボジア政府はこうした手法をこれまでも幾度となく使って非難されてきたが、土地をめぐる

市民たちの健全な抗議運動の高まりを受けて、人権活動家に対する攻撃が深刻化している。<sup>65</sup>

## 第5 提言

以上を踏まえて、ヒューマンライツ・ナウは、以下の通り提言する。

### 1 カンボジア政府、州政府、地方自治体に対して

- 1 カンボジア政府、州政府、地方自治体は、強制的な立ち退きを一切行わないこと。
- 1) 住民に対する立ち退きは、国際人権法の要請に従い、
  - 1 影響を受ける住民に対する事前協議と立ち退きに代わる案の追求、
  - 2 立ち退きの合理性と均衡性、適切な補償の権利の保障、
  - 3 裁判所の令状等の法的手続きの履行、
  - 4 立ち退きに先立つ住民との協議と事前告知等の手続保障、
  - 5 立ち退きにより家を失う脆弱な者が発生する事を避けるための住居・代替地の保障等(社会権規約一般的見解 4,7) の補償  
等の要件を満たさない限り一切認められるべきではない。
- 2) 立ち退きにあたっての軍・警察の出動と有形力の行使を一切禁止すること
- 3) 立ち退きにあたって、裁判所の確定判決や行政命令等、司法手続きを明確に遵守し、私人による自力執行を禁止し、これに軍・警察が加担しないようにすること
- 2 カンボジア政府は、立ち退きにあたって有形力を軍・警察が行使した場合、こうした軍・警察の行動を厳正に調査し、処罰し、暴力の犠牲者に補償すること
- 3 カンボジア政府は、強制立ち退きにあつて、土地を奪われ、家を破壊され、財産を失った者に対して、適切な補償を行うこと。また、居住地を奪われた者には、国際基準に合致した代替地を速やかに提供すること

<sup>65</sup> <http://hrm.or.jp/activity/area/cat17/20061210/>  
<http://hrm.or.jp/activity/area/cat17/post-84/>

- 4 カンボジア政府は、経済的コンセッションによる住民の土地に対する権利の侵害を防止すること。最近政府が公表した、経済的コンセッションを停止し、住民の権利を優先する、との政策を全土で例外なく実施し、実施状況を国際社会に遅滞なく公表すること。
- 5 土地の権利に関する平和的な住民の抗議活動を含め、表現、集会、結社の自由に対する不当な弾圧や不当逮捕をただちに停止すること
- 6 土地の権利に関わる逮捕、拘禁の過程で、恣意的拘禁、拷問が実施されている事態に鑑み、土地の権利に関連するすべての逮捕事案について、拷問、恣意的拘禁等、国際人権法違反事案について調査し、被害者に補償すること
- 7 2001年土地法に基づき、明白、平穏、公然、継続、善意の占有を続けてきた者に対する所有権登記を速やかに実施し、国民の土地に対する正当な権利を保障すること。
- 8 土地に対する市民の権利確保が十分でない事態を放置したまま、新たに住民の権利を危険に晒すことになるいかなる法律制定も行わないこと。特に、農地の賃借に関する法律について農民の土地に対する権利を確保するために再検討すること
- 9 ボンコク湖に関する2011年の政令(Sub Decree)を速やかに実施し、土地を奪われて、未解決のままのボンコク湖住民すべてに、例外なく居住権、土地に対する権利を保障すること
- 10 土地を奪われて、劣悪な環境で生活するボライケイラ住民に対し、従前の占有実態に基づき、速やかに代替地を提供し、居住権を保障すること
- 11 土地の権利のために活動する人権活動家、社会活動家に対する一切の不当逮捕・不当な訴追をやめること

#### カンボジア司法当局に対して

- 1 無罪推定原則、裁判の公開、弁護人選任権の保障、証人尋問権、訴訟記録へのアクセス・準備期間の保障等の防御権の保障を含む、被疑者・被告人に関する国際人権法を遵守し、公正な刑事裁判を受ける権利を保障すること
- 2 司法の独立を確保し、行政権力の違法行為をコントロールする役割を積極的に果たすこと
- 3 土地の権利のために活動する人権活動家、社会活動家に対する一切の不当逮捕・不当な訴追を抑制すること

#### カンボジア国内のビジネス・セクター、国際的なビジネス・コミュニティに対して

- 1 カンボジアにおける土地開発において、住民の居住権が侵害されている事態に鑑み、土地の利用を含むプロジェクト開始にあたっては、事前にアセスメントを行い、土地の利用状況を確認したうえでプロジェクトを開始することとし、住民が居住、耕作を行っている土地での開発行為を行わないこと
- 2 企業と人権に関する国連指導原則(Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations “Protect, Respect and Remedy” Framework (A/HRC/17/31, 21 March 2011))を遵守し、人権侵害を起こさないための相当な注意義務(デューディリジェンス

義務)を果たすこと

### 国際社会、とりわけドナー国に対して

- 1 カンボジアにおける土地開発において、住民の居住権が侵害されている事態に鑑み、すべての関連する、または資金拠出する土地開発プロジェクトに対し、強制立ち退き等の危険のある事態が発生していないか調査し、近隣住民との事前協議を行って強制立ち退きを予防し、住民の居住権を確保すること。  
また、援助政策策定にあたって、土地問題に取り組むカンボジアの市民社会と十分な協議の機会を持つこと
- 2 立ち退きを行うにあたっては全ての国際人権法を遵守し、
  - 1 影響を受ける住民に対する事前協議と立ち退きに代わる案の追求、
  - 2 立ち退きの合理性と均衡性、適切な補償の権利の保障、
  - 3 裁判所の令状等の法的手続きの履行、
  - 4 立ち退きに先立つ住民との協議と事前告知等の手続保障、
  - 5 立ち退きにより家を失う脆弱な者が発生する事を避けるための住居・代替地の保障等(社会権規約一般的見解 4,7) の補償等の要件を満たさない限り一切これを認めないこと
- 3 国際社会、ドナー国としての影響力を行使し、住民の居住権、土地に対する権利を保護する措置を取るよう、カンボジア政府に働きかけること  
不当な開発が継続する間は関連する資金供与を停止することも含め、適切な対応を講じること
- 4 不当な開発が報告されている事案については、係争の土地の住民の実情を直接視察し、住民と十分な協議を持つこと
- 5 土地問題に取り組む人権活動家を保護する立場に立ち、人権活動家に対する不当な弾圧、脅迫に対しては迅速に抗議し、その保護・救済をはかること
- 6 カンボジア政府による土地の権利に関連する軍の出動、強制立ち退き、市民に対する有形力の行使や不当逮捕については、迅速に抗議し是正を求めること

### 日本政府に対して

- 1 日本政府は主要ドナーとしてその責任を自覚し、カンボジアで深刻化する土地問題について、適切な役割を果たし、土地に対する住民の権利を保障すること
- 2 上記 1 ないし 5 を実施するとともに、これに先立ち、カンボジアで深刻化する土地をめぐる人権問題に関する調査を行い、専門の担当官を置いて事態に対処すること
- 3 日本が支援した民法、民事訴訟法の適切な理解が図られていないこと、司法が事態を解決する適切な役割を果たしていないことに鑑み、司法支援や裁判官教育を通じて、民法、民事訴訟法の正しい理解を浸透させ、司法の独立、司法の役割に関する理解を深めること。

## 国連特別報告者に対して

今年9月に開催される国連人権理事会において、土地問題に関する人権侵害とこれに関連する表現の自由への侵害、市民への有形力行使、恣意的拘禁と不当訴追、人権活動家に対する迫害に関する事態を特に優先して報告をすること。その権限に基づき、カンボジア政府に対し、問題を解決するための適切な勧告を行うこと

以上

添付資料1 ADHOCによる経済的コンセッションの記録(2011)

添付資料2 カンボジア・デイリーによる Mapping

添付資料3 クラティエの事件に対する内務省のステートメント

添付資料4 ボライケイラ契約書

添付資料5 ボライケイラにおける立ち退きに関する写真(住民からの提出)

添付資料6 ボライケイラに関するプノンペン市のプレスリリース

添付資料7 ボンコク湖ケースに関する Sub Decree

添付資料8 経済的コンセッションに関する2012年の首相命令

添付資料9 Chan Soveth氏に関するNGO共同ステートメント